

令和元年6月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和元年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部長		大木俊行
総務部参事(事)財政課長		會嶋禎人
市民部長		和田文夫
経済環境部長		黒崎淳一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課	田中和彦
高齢者福祉課長	田中和彦
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	関貴美代
教育総務課長	川名弘晃

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	水村幸男
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲
主査	嘉瀬順子
主査補	吉井博貴
主任主事	村山のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和元年6月6日（木）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第12号から議案第15号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

6月5日までに受理した陳情3件につきましては、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第12号から議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、契約案件2件、令和元年度八街市一般会計補正予算、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算の4議案でございます。

議案第12号は、学校給食センター施設用備品（第2調理場食缶洗浄システム）の購入についてでございます。

この物品購入については、一般競争入札の結果、日本調理機株式会社千葉営業所が2千376万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品購入契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号は、八街市立八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等建築工事の請負契約の締結についてでございます。

この工事については、一般競争入札の結果、株式会社畔蒜工務店が2億606万4千円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、令和元年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、令和元年度八街市一般会計補正予算（第2号）を提案させていただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、八街市一般会計補正予算（第2号）の議決後の見込額に5千136万円を増額し、歳入歳出予算の総額を219億5千34万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、低所得者介護保険料軽減負担金など1千482万9千円の増、県支出金として、子ども・子育て支援事業費補助金など2千824万7千円の増が主なものでございます。

歳出につきましては、民生費として、介護保険特別会計繰出金3千28万4千円の増、幼児教育無償化に伴うシステム改修経費1千505万5千円の増が主なものでございます。

議案第15号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に470万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9千545万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料として、低所得者介護保険料軽減に伴う保険料2千933万4千円の減、国庫支出金として、介護保険システム改修補助金180万円の増、県支出金として、介護施設整備事業補助金の消費税等増税に伴う単価上乘せ分195万1千円の増、低所得者介護保険料軽減に伴う一般会計からの繰入金3千28万4千円の増でございます。

歳出につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費として275万円の増、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に伴う補助金の消費税等増税に伴う単価上乘せ分、195万1千円の増でございます。

以上で提案いたしました追加議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

ただいま上程されました議案第12号から議案第15号に対しての質疑通告は、5月31日に上程された議案とあわせて、本日、午後1時までには通告するようお願いいたします。

日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により議事について可否を表明等、騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語はお控えください。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を許します。

○小川喜敬君

誠和会、小川喜敬でございます。

去る5月28日、川崎市多摩区の路上で小学生ら20人が包丁で次々に刺され、カリタス小学校6年生女兒と他生徒の父親が亡くなりました。お亡くなりになられた方のお悔やみを心より申し上げます。誠に痛ましい事件であり、家族にとっては非常に耐えがたい事件で怒りと悲しみに身を引き裂かれる思いとご推察いたします。

本市では、見守り隊、小学校PTA役員等の各種団体の皆様の見守り活動により、交通事故、小学生を狙う不審者等への犯罪を未然に防ぐ抑止力となっていると認識しております。大変お世話になりありがとうございます。

この6月議会で一般質問の機会をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。今回の質問事項は、1. 心の豊かさを感じる街づくりについて、2. 市民サービスの充実した街づくりについての2点、質問させていただきます。

日本全体の人口が減少を迎える中、本市においても人口減少と少子高齢化が急速に進み、危惧されております。そうした中、未来を担う子どもたち、孫たちの世代が健全に成長し、豊かな人間性を見に付けるためにも、充実した教育活動や学習環境が重要となります。たくましく生きる力を持った子どもの人材育成を図る必要があります。そして、八街市教育大綱の

趣旨を広く市民の皆様にご理解をいただきたいと思ひます。

(1) 八街市教育大綱について。そこで①八街市教育大綱の重点項目についてお伺ひいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、八街市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長と教育委員会が協議・調整し、策定したものでございます。

八街市が掲げる大綱は、1. 子どもの教育・健全育成の充実、2. 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進、3. 市民文化の創造と継承、4. 豊かな心を育む交流の推進であり、これらの教育施策を展開する上で、4つの項目全てが重要であると認識しております。

また、本大綱は、期間を八街市総合計画に連動し、令和6年度までに設定してあります。

今後も引き続き、大綱に基づき計画的な事業を実施してまいります。

○小川喜敬君

4つの項目全てが本市の教育施策を実施する上で大変重要であると認識いたしました。

続きまして、(2) 教育センター運営の充実について。

今年度4月から教育センターで学校指導主事の資格を持つ職員が1名専任として配置されました。①新体制としてスタートした教育センターの今後の指針と方向性についてお伺ひいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市教育委員会では、教職員の研修や調査研究を行い、八街市の教育の推進と、幼児・児童・生徒の望ましい成長を目指すため、平成18年12月に教育センターを設置いたしました。

所長・指導主事は、学校教育課と兼務していましたが、本来の目的である児童・生徒や教職員への支援に専念できるように、11年前にあたる平成29年度にセンター指導員を1名増員、配置いたしました。これによりセンターのホームページを立ち上げたり、各校の講師や若年層教員の授業力向上のための学校訪問を行ったりすることができるようになりました。さらに今年度からは、センター業務を専門に行う専任の指導主事を1名配置いたしました。

今後は、学力向上に向けた調査・分析・研究の機能の充実、職員研修事業の質的向上や活性化を図っていくことで、学校や教職員に寄り添い、現場が必要とする支援ができるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

1つ訂正させていただきます。先ほど11年目にあたるというところをちょっと間違えて答弁させていただきました。11年目にあたる平成29年度にセンター指導員を1名配置いたしましたと訂正させていただきます。

以上です。

○小川喜敬君

②教育センターの環境整備の現状と今後についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今年度は、情報の提供、学力向上のための取組、市内の研究体制のサポート、授業力向上のための支援の4つを重点目標に据えて取り組んでおります。

情報の提供や市内の研究体制のサポートについては、今年度から市内全小・中学校に導入した、成績や情報処理を行うための最新の校務支援システムを活用し、昨年度までに各校に蓄積された研究の成果を、市内全ての先生方が活用できるようにデータベース化を進めているところです。

学力向上、授業力向上については、指導主事による学校訪問や教育センターだよりの創刊など、より現場に寄り添い、新しい時代にあわせて学び続ける教師を支援できるように取り組み始めております。

今後は、迅速かつ丁寧にこれらの整備を進めるとともに、児童・生徒の学力向上と先生方の授業力向上に向けて、調査・分析・研究と職員研修事業の質的向上・活性化を図ってまいります。

○小川喜敬君

具体的な研修、研究の内容についてお伺いします。

○教育次長（関貴美代君）

教育センターの研修内容といたしましては、教務主任研修、これは年3回と視察研修を1回行っております。今年度の視察研修は、中央児童相談所と幕張インターナショナルスクールを視察いたします。

次に、今年夏休みに行われる研修は、特別な教科、道徳、小学校外国語及び中学校英語の研修、ミドルリーダーを対象とした研修、臨時的任用講師及び若年層教員対象の研修、特別支援教育研修、ITC活用研修、プログラミング学習の研修となっております。

なお、メインの研修といたしましては、MIM、これは通常の学級において子どもがつまづく前、またつまづきが重篤化する前に指導・支援を行うための多層指導モデルについて、このモデルの考案者の先生を招いて研修を行います。また、市のカウンセラーや県の精神保健福祉センターの専門家を招いて教育相談研修を行います。教育講演会は毎年行っております。また、不定期ではございますが各校の要請により授業支援研修や若年層研修があります。

以上です。

○小川喜敬君

本市教育委員会が全国に向け、平成16年度に八街市幼小中高連携教育全国公開研究会を実施し、全国に発信した実績があります。教育先進地として大いにご発展を期待するところでございますのでよろしくお伺いいたします。

次に（3）児童虐待防止について。

本年1月、千葉県野田市小学校4年生の女子生徒が自宅浴室で亡くなる虐待の事件が発生しました。亡くなられた女子生徒には心よりお悔やみを申し上げます。あつてはならない痛ましい事件であり、家庭内での日常の生活の中での虐待は大変見えにくいものであると思います。

そこで本市において、①子育て支援課から中央児童相談所への通告件数と、その後の対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

京増議員に答弁しましたとおり、本市では、家庭における人間関係の健全化及び適正な養育等家庭児童福祉に関する相談指導の充実・強化を図るため、家庭児童相談室を設置いたしまして、家庭における児童養育についての相談業務、家庭児童の訪問指導業務、その他家庭児童福祉向上を図るための必要な業務を実施しております。

平成30年度における家庭児童相談室の援助実績につきましては、相談件数307件、そのうち虐待での相談件数は198件と虐待相談件数の割合は全体の64パーセントとなっております。

また、児童相談所による行政権限の発動や、専門的な判定が必要と判断した場合の児童相談所への送致、援助の依頼を行った件数は、198件の虐待相談のうち15件となっております。

その後の対応としましては、千葉県中央児童相談所と本市におきまして、適切に役割分担をしながら児童虐待に対応し、個々に関する認職や援助目標の共有化を図りまして、複数機関とも連携し、お互いの支援のすき間に落とさない一連の虐待対応を行うとともに、切れ目のない支援が円滑に展開するよう努めております。

○小川喜敬君

次に②児童虐待防止における本市の対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「児童虐待」は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害であります。

児童虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しく、また、児童虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題があります。

このような子育てがしづらい状況から、どこの家庭でも起こり得る現象として捉え、社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

本市では、要保護児童、要支援児童、もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、八街市要保護児童対策地域協議会を設置いたしまして、児童相談所、警察、保健所、社会福祉協議会、医師会、民生委員、児童委員協議会及び市役所の関係各部署と連携を図りながら、早期

に発見、防止に努めております。

また、「児童虐待防止推進月間」の11月を中心に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、オレンジリボンキャンペーンを展開し、キャンペーンとあわせまして、商業施設、駅前においてポケットティッシュの配布などを実施し、多方面から効果的な児童虐待防止のための広報啓発を実施しております。

○小川喜敬君

ことわざに「子に過ぎたる宝なし」、子どもはお金やどのような大切な物よりも優れた宝であるということです。人の命には必ず限りがありますから、その命を次の世代へつなぐという意味でどんな宝よりも優れているということだと思います。市民の皆様とともに子どもたちの健全な成長を見守りたいと考えております。

次に、2番市民サービスの充実した街づくりについて、(1) 自主財源の確保について。

本市行政は暮らしのサポーターとして、行政の仕事は私たちの暮らしに欠かせません。それを賄う本市財政は住民のもう1つの家計と言えます。家計を見ればその家庭がよくわかるように、自治財政は本市を映す鏡であると言えます。

私たちの生活の中で本市の行政に縁がない人はいないと思いますし、朝起きて顔を洗います。その水は市の企業する水道の水です。行きますと家を出る子どもたちは市立の保育園、幼稚園、小・中学校に通園・通学します。八街駅、榎戸駅に通勤する道は市道、自転車・オートバイ置場も市営です。趣味・お料理の専門書を借りるのは図書館、文化・音楽サークル活動は中央公民館、生活の中でのごみ・し尿処理も市が運営していて、そして子育て、お年寄りの世話など昔は家庭が行っていた仕事まで行政が担当するようになり、行政の仕事は多種、多様、複雑化して増える一方だと思えます。

「ゆりかごから墓場まで」実際は赤ちゃんが生まれる前の妊婦さんの検診から亡くなったときも八富成田斎場で人生の最後を送られ、市民の生活を支えています。私たちの毎日に欠かせないのが本市行政の仕事で、行政の中身が私たちの生活の豊かさを決めるのではないのでしょうか。

そこで自主財源の確保は大変重要と考えておりますので、①市税の徴収状況及び徴収に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の市税等の徴収状況でございますが、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など、国民健康保険税以外の市税の徴収率につきましては、平成29年度では現年課税分97.1パーセント、滞納繰越分19.7パーセント、合計84.4パーセントであります。

平成30年度分についてはまだ確定しておりませんが、4月末現在では現年課税分96.8パーセント、滞納繰越分20.8パーセント、合計85.6パーセントとなっております。

市税の徴収率見込みといたしましては、現年課税分は前年度並み、滞納繰越分と合計につき

ましては前年度を上回るものと予想しております。

また、国民健康保険税の徴収率につきましては、平成29年度では現年課税分85.9パーセント、滞納繰越分18.3パーセント、合計55.4パーセントでありました。

平成30年度分につきましては、市税同様、まだ確定しておりませんが、4月末現在では現年課税分85.8パーセント、滞納繰越分18.5パーセント、合計57.0パーセントとなっております。

国民健康保険税の徴収率見込みといたしましては、現年課税分、滞納繰越分、合計につきましては、前年度を上回るものと予想しております。

続きまして、徴収に向けた取り組みでございますが、平成30年度においては、納期内納付の促進と口座振替利用率の向上を図るため、4月からはがきによる口座振替の申し込みと口座振替申込書の市役所での受け付けを開始し、11月からは国民健康保険税のみであります。キャッシュカードによる口座振替の登録を開始いたしました。

また、滞納の早期解消に向けた取り組みといたしまして、平成31年2月から自動音声による電話催告システムを導入し、督促状を発送しても納付が確認できない納税者へ効率よく電話催告を行うよう取り組みを開始したところでございます。

督促状につきましては、今年度4月から督促状に納付書を添付した納付書一体型の督促状に変更を行い、督促状でそのまま金融機関やコンビニエンスストアで納付ができるように改善いたしました。

口座振替利用率の向上を図るために、市税につきましてもキャッシュカードで口座振替の登録ができるよう準備作業を行っており、10月1日からの開始を予定しております。

さらに、来年度以降の実施に関する施策といたしましては、令和2年度からの導入に向けて、ATMあるいはインターネットバンキングで納付ができるペイジー収納やクレジットカードで納付ができるクレジット収納の準備作業を進めているところでございます。

○小川喜敬君

徴収状況は前年を上回り徴収に向けた取り組みについては口座振替の向上、電話催告、督促状で納付ができる改善、工夫、対応をされていると認識いたしました。

ここで納税意識の高揚についてお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

納税啓発活動といたしましては、市内の小中学生を対象といたしました市税等に関する啓発ポスターコンクールを平成21年度から実施しております。このポスターコンクールによりまして最優秀賞となったポスターを印刷いたしまして、市内の公共施設や金融機関、商業施設、コンビニ等、約200カ所に配布をいたしまして店頭での掲示をしていただいております。

またポスターのデザインを活用しましたポケットティッシュを作成いたしまして、産業まつりや成人式などの機会を利用して街頭啓発やポケットティッシュの配布を実施しております。

広報活動といたしましては、広報やちまたや市のホームページ、市民課前に設置されております行政情報掲示板、またメール配信サービスやケーブルテレビなどを活用いたしまして各月の納期の告知や日曜開庁日などの周知を図っております。

また、口座振替登録の促進を図るためには、当初納税通知書には口座振替のお願いに関するリーフレットを同封させていただいております。

以上となります。

○小川喜敬君

市税等に関する啓発ポスターの掲示、イベントでの街頭啓発、ポケットティッシュの配布、広報活動として広報やちまた、ホームページ、メール配信サービス、ケーブルテレビを活用した周知をされていると理解いたしました。

次に②市税徴収の民間委託の可能性についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方税の徴収等に関連する業務につきましては、段階的に民間委託可能な業務の拡大が図られてきたところでございます。

本市では、平成19年度からインターネット公売を導入しており、また、搜索等において自動車の差し押さえを行った際に、適宜、レッカー車による移送や保管業務等を行っております。

平成21年度からは、コンビニ収納を導入しているところであり、また、多重債務者を対象とした弁護士による無料相談も開始し、相談後において滞納者ご本人の意思で弁護士に委任し過払い金の返還があった場合には、優先的に滞納税に充てていただいております。

昨年度においては、自動音声による電話催告システムを導入いたしました。これは、業務委託によらずに市が直接実施する形をとっております。しかし、会社法人に対する電話催告につきましては、自動音声による催告が適当でないことから市税等収納補助員による電話催告を実施しているところでございます。

また、さらに収納委託に関しましては、現在、ペイジー収納・クレジット収納の導入準備を進めているところであり、令和2年度の当初課税分から実施する予定でございます。

私債権と異なり、強制徴収公債権である市税の債権回収を民間事業者へ委託することにつきましては、県内において納付相談業務を弁護士に委託している自治体があることは承知しておりますが、財産調査権や差し押さえ等滞納処分は自治体の徴税吏員に与えられた権限でありますので、民間事業者へ委託する範囲、すみ分け等につきましても十分な検証が必要と考えておりますので、今後、国からの通知等も注視しつつ、調査・研究してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

弁護士による多重債務者相談の成果・実績についてお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

弁護士によります多重債務者相談につきましては、平成21年度の下半期から毎月最終の日曜日の日曜開庁日にあわせて実施しているところでございます。

当日の相談につきましては1日あたり最大6人までとしておりまして、1人あたりの相談時間は20分としております。

市長答弁にもございましたとおり、多重債務の解決により過払い金が戻る場合は、滞納している税金を最優先に充当していただいております。

また現在は、民間債務の圧縮についても相談対象としておりまして、例えば、自己破産や任意整理等も含んだ相談も対象としております。

滞納者の民間債務を圧縮することによりまして、民間への返済を縮小し、その結果滞納している市税への納税額の増額が期待できると。滞納の解消が図られるものではないかというふうに考えております。

弁護士による多重債務者相談実施といたしましては、開始してから平成30年度末までの10年間の実績で申し上げますと、合計で103回、総予約者が520名、相談者数が延べ393名ということでございました。このうち債務整理に依頼した人数は延べで187名、過払い金の返金によりまして滞納税に充当できた金額は、総額で8千356万693円ございました。

以上でございます。

○小川喜敬君

過払い金に関する相談自体が減少しており、自己破産や債務整理に関する相談が増加していると理解いたしました。市民の皆様とともに市財政を支えている収入は税金であり、収入は支出を賄うもので、どんな支出がありそれにどんな収入が充てられるか、それが自治体財政の生きた現実の姿で、形にしたものが予算です。予算が実行された結果が決算です。本市の予算と決算から財政ばかりか、行政の政策、状況、方向、問題点が見えてきます。予算と決算は情報の宝庫であります。自分たちの住んでいる街の情報をご理解いただきまして、関心、興味を強く持っていただき、魅力ある街づくりを市民の皆様と協働で実行していく所存でございます。

結びに、けやきの森公園において5月16日から5月18日までの間、樹木剪定工事が行われ、けやきの剪定、杉の木は根元から切断し、整備され、現場を確認いたしました。引き続き、安全管理、整備等をよろしく願いいたします。

八街市公園サポーター制度として三区区長を会長として8名の会員が参加し、けやきの森公園と北口にある芝のまきば公園、森のいずみ公園を、パトロールを目的に、公園施設及び遊具の損傷に関すること、不法投棄、公園利用のマナー等の情報を提供する団体、けやき会を三区に設立いたしました。毎月第1週の土曜日をパトロールの日と定め、6月より実施予定であり都市整備課職員1名、防犯BOX職員1名のご協力をお願いして活動を開始しますのでよろしく願いいたします。

これで誠和会、小川喜敬の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を終了します。

次に、新誠会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

新誠会、小高良則でございます。通告に従い順次質問をしますのでよろしくお願いいたします。

高齢者の昨今、事件事故がマスコミで取り上げられて大変痛ましい報道に心を痛めているところでございます。その高齢者を支えるためにも、また高齢者福祉の向上、サービスを向上させることは行政として喫緊の課題だと認識しているところでございます。また、その高齢者たちを支えるためには、今の子どもたちが社会に出ていっぱい活躍していただきたいというふうに願うものでございます。さきの議会でも、教育長に子どもたちの生きる力とはということをお伺いいたしました。しっかりした答弁をいただいたところでございますが、今回また、その教育行政に対しまして質問をしたいと思っております。

またもう1点は、人口減少に対しまして市の考えをお伺いしたく通告してありますので、順次お伺いいたします。

質問事項1番目、教育行政についてお伺いいたします。

昨今、通常年間行事が非常に増えてきて行事が重なる。そのようなケースが増えてきております。議会の日とまた学校行事が重なって、せっかくご招待いただいている方、励ましの言葉を差し上げたい中でも出られなかったり、また地域の人たちも参加をしているわけですが、その方たちも行事が重なったりで出られないケースが見受けられます。

そこで、県内でも実施しているところがあるわけですが、学校行事の改革について、小中学校入学式または卒業式の同日開催を求めるがいかがかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校行事の改革は、「児童・生徒の主体的活動の推進」「授業時数の確保」「教職員の働き方改革」等でさまざまな要件において重要な課題です。

ご指摘にあります式典においても、内容について検討していく時期とも考えております。実施地域の実情や実施後の影響を調査するとともに、小・中学校それぞれの学校運営上、どのような影響が出るのかを多角的に研究してまいります。

○小高良則君

ぜひ研究していただきたいと思っております。卒業式も書いてありますけど、卒業式は学校また授業時数の確保の上でばらつきがあっても仕方がないのかなと思っておりますが、入学式は午前小学校、午後中学校開催できれば給食の開始も同時にできるのかなというふうに私、考えましてメリットはあれこそデメリットはないんじゃないかというふうに認識します。ぜひともよい検討をしていただきたいと思っております。

続きまして（2）番に移ります。さきの臨時会におきまして教育長が夏の対策に対して丸山

議員に対して答弁したところから私が考えたところでございますが、エアコン導入前の猛暑対策として、夏休みについての検討をするということが臨時会でありました。この際、エアコンが導入された後、よりよい、より夏でも授業がよい環境でできるようになるわけですから、夏休みの期間を短縮し、またその授業時数の分はまた冬の寒いときとかに振り分けて学習向上を図れないか、学力向上だったり、学校教育の向上に図れないか、その辺の検討を求めたいかでございますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

エアコン設置による夏季休業日の扱いについては、さまざまな可能性を模索しているところです。

しかしながら、休業の長短を決定するにあたっては、さまざまな要素を勘案し、合意形成を図る必要があります。特に、北総地区は構成する自治体の数が県内でも一番多く、合同で実施している各種行事については、9市町での調整が必要になります。

例えば、教職員の合同の教科研修が7月末に設定されています。また、中学校運動部の各種大会は、印旛地区9市町が予選の母体となっているため、その日程は常に全体で調整を図らなければならないのが現状です。

エアコン環境の有効活用は、必要課題と捉えておりますので、他市町との連携を進めながら、本市の今後の方向性を具体的に検討していきたいと考えます。

○小高良則君

お願いいたします。ぜひ八街でこういう考えをしている者がいるということを発信していただいて。私が発信したというのも変なんですけど、できることはしてあげたいねという、子どもたちにしてあげたいねという思いがあるので、検討する価値はあるのかなと。今回、この国の施策、補助金によって、ほとんどの学校が同じように夏の学習環境が変わっております。また、世界気候の変動によって暑さの時期だったり寒さの時期だったりが変わってきております。その中でやっぱり柔軟な対応ができるような教育行政ができればいいのかなと。ただそれは私も理解しているように、やっぱり印旛だったり北総であったり千葉県の教育指針とかもあるわけですから、単独でできるわけにはいかない。仮にモデル校になる可能性も考えたんですけど、今言ったように、先ほど小川議員の質問の中でもありましたが、各種研修とか講習がこの時期に集中しているのも理解しています。ただ、空き教室をそのままにしておくのはちょっともったいないのかなと。民間パワー、ボランティアパワーじゃないですけど、管理者を置いた上で、ことによったら日曜学校みたいなことが可能なのかなと。そこまでいなくても、夏休みの課題宿題を教室解放してあげて学校活用をできないかなと考えるんですけど、その点に対してはどのように思いますか。

○教育次長（関貴美代君）

現在、各市町で教員の働き方改革を推進しております。その一環として夏季休暇中には当直等を行っております。先ほども教育長の答弁もありましたとおり、その前後には教員の研修

会など各種行事が行われているため、夏季休暇の調整は難しいと思います。また、繰り返しくなりまされども、仮に夏季休業を短縮した場合、北総地区は9市町あり、大会に参加するため生徒を公欠扱いして参加させ引率者である教員も出張扱いになるため、学校の授業にも影響があります。夏休みは体験活動に必要な貴重な教育の時間です。多角的に自分の時間を活用し、補習、夏期講習、自由研究、職業体験、ボランティア活動等に取り組んでもらいたいと考えております。

夏休みの短縮につきましては、メリットデメリットを考慮し十分に調査していかなければならないと考えております。

○小高良則君

私たちの年代は夏休み10日に1回ぐらい登校日があったと、たしかうろ覚えですけど、夏休み期間中3回ぐらい登校日があったように思います。

今、この歳で考えると、子どもたちの様子の確認だったり、そこでできたんじゃないかなと。今、ボランティアだったり体験だったりということ、答弁ありましたけど、それらの背中を押してあげる意味でも夏休み中に子どもたちの顔を見られることは大切なのかもしれません。

また、ちょっと答弁が多少、食い違ったんですけど、私が言ったのは民間のボランティアとかの。先生方というのはもう授業時数の確保をしながらの就業時間、労働時間とか決まっていますので、その中で研修をするわけですから、民間パワーを使った上で、学校管理者をちゃんと校長なり教頭なりがいての学校教室解放みたいなことを聞いたんですけど、今後、そういうことも八街市の特色ある教育環境作りとして検討していただきたいという願いをして、答弁は結構でございます。

続きまして(3)番、教育センターの役割を確認したいんですが、先ほど小川議員から同じような質問がございましたが、通告してあるのであえてお伺いいたします。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

教育センターは、教職員の研修や調査研究を行い、八街市の教育の推進と幼児・児童・生徒の望ましい成長のために、子ども・先生に寄り添った支援をすることを役割としています。

主な事案内容は、調査研究、教職員の研修、資料収集・作成、教育支援です。

調査研究事業では、各種学力調査の実施や分析、考察を行ってきました。

教職員研修事業は、夏季休業中の研修の企画運営、各校の教務主任の研修、教育講演会など新しい時代に合わせて学び続ける先生方のニーズにあわせた研修を考えています。

資料収集・作成事業では、八街教育のあゆみの作成や市の指導の方針の作成、昨年度は八街市の小学校社会科副読本の改訂も行いました。

教育支援事業では、指導員や指導主事による学校への訪問、授業力向上に向けたアドバイスなどを行っております。

これらの事業を通して、現場の児童・生徒や教職員に寄り添った支援を行ってまいります。

○小高良則君

先ほど専門員が1名配置されているという話でした。専門員1名で今、お伺いした内容を全てこなすのは到底無理なことなので、専門員プラス何人ぐらいの方がそれに対してセンター運営に関わっているのかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

まずセンターの所長が1名、これは学校教育課長が現在は兼務でございます。将来的には専門のセンター長を配置したいなとは思っております。あわせて専門の指導主事1名、兼任の指導主事が1名、そして指導員が1名。

以上でございます。

○小高良則君

専門の人以外というのは、このセンター運営の他にも当然業務があるわけですよね。そうすると年間を通して、先ほどのセンターの役割をカバーするには大変なのかな。ただ、その専門の方以外は今までも同じようなことはしてきたと思うんですよ。だからやっぱり八街の教育力を付けるには、さらに1名ではなくてもっと専門に3名体制とかにしていかななくてはいけないのかなど。どうしても1名以外というのは、今まで従来のセンターがない以前からの業務。当然センターは以前の業務も一部入っているわけですけど、教育力強化の点ではまだまだ人員が不足しているように見受けられます。ぜひとも財政的な面もございしますが、それは教育長の方から要望していただきまして、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

続いて、（4）の教育センターの機能が十分果たしているのか、活動、活躍しているのか、その現状を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今年度は教育センター専任の指導主事を1名配置し、主に指導主事と非常勤の指導員の2名で業務を行っております。

現在の活動としては、新規に導入された最新の校務支援システムを活用した、各校の研究の成果のデータベース化、学力向上・授業力向上に向けた情報提供のための教育センターだよりの創刊、指導員・指導主事による学校訪問の充実、夏季研修や学校群研修会などの各種研修会の準備を行っております。また同時に、全国学力・学習状況調査をはじめとした各種学力検査・調査の分析、活用のための調査研究、教育センターホームページの運営、各学校のホームページの更新支援、また新たに幼稚園のホームページの作成支援もしております。

今年度は八街中央中学校が千葉県による全国学力・学習状況検証事業の検証協力校に指定されましたので、検証の協力体制や市内への周知の準備も進めています。

これらの活動を学校教育課一丸となって着実にを行い、学校や教職員に寄り添い、現場が必要としている支援ができるように全力で取り組んでまいります。

○小高良則君

私はこの質問をしたのは、教育センターと学校がうまくキャッチボールができていのか、行き来ができていのか。学校教育課はできている、それは古くからあるわけでわかるんです。だけど、センターができた以上、センターとしての物の見方をしなくてはいけない、僕はそういうふうを考えるんですね。やっぱり着眼点と同じ方向を、連携教育もそうですけど、市内全部が同じ方向を向いているわけですが、学校教育課は学校教育課である仕事がある、教育センターは教育センターでのやっぱり仕事がある。それを先ほど小川議員からの質問にはできるようにしたい。また、教育センターとしての役割に取り組んでいきたい。これからの言い方なんですね。していませんではない。取り組んでいますではない。できるようにしていませんではない。したい、取り組んでいきたいなんです。だから即、センターができて数年たつわけですけれど、いま取り組んでいますという答弁が本来欲しかったわけで。

ただ、まだ1名が専属で配置された中でその1名にはご負担をかけますが、もっと学校現場との行き来をしていただいて、センターとしての役割、またその学校にあわせたというところとさっきの連携教育と同じ方向を見ているというのと違ってしまいますけれど、その学校の特色というのは必ずあるわけで、またその学校の特色は学校長がまた作っていったり、教員が作っていったり、また子どもたちPTAが作っていったり、地域が作っていったりするわけで、その辺の特色等もやっぱり分析しながら教育センターが十分機能を果たしてほしいと、そういうふうに私は思うわけです。

その辺の教育センターがしっかり学校を見ていくような体制を学教とともにでもいいですけど、していただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

以前から教育センターというのはございましたけれども、実質昨年度から学校教育課から分離して独自の活動を始めたということでございます。

今、どういうふうな仕事の仕分けをするかというのを進めている状況でございます。その中であっても今現在、先ほど私が答弁をしたような仕事を教育センターが専任で行っており、効果を発揮しておるところでございます。

今後に向けても、ますます新しい教育改革が始まります。教育センターの機能を充実して、学校教育課とは違う、方向性も示す、いろいろ分析をして、方向性を、これからの八街市の教育の方向性も示す教育センターでありたいなと思ってございます。そのために今後も人員配置も含め、さまざまな充実のための要望はしていきたいなと思っております。

職員一丸となってただいま教育センターの充実に頑張っておりますので、よろしくお願いたいなと思っております。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時08分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に一言注意がありますので。

議場内での携帯の取り扱いには十分に注意していただきたいと思います。電源をお切りになるか、もしくはマナーモードをお願いいたします。

では、再開いたします。

○小高良則君

休憩前に引き続き質問を続けます。

先ほどの答弁の続きで質問ではないんですが、私がずっと言っているように、子どもたち、義務教育の9年間というのはしっかり授業を身に付けられれば、子どもたちは社会で生活するには十分な学力を付けられるのではないかと考えています。ただ、その義務教育の9年間で付けられなかった場合、また進学してさらなる勉強をするわけです。何が言いたいかというと、結局、行政がすぐに物事を始められなければ、そのときの子どもたちというのは卒業してしまいます。だから、教育関係者には今思いついたこと、今できることは、やっぱり今いる子どもたちに早く伝えられるように、早く教えてあげられるような体制を取っていただきたいというように願う次第です。

続いての質問に移らせていただきます。

(5)として伺いますが、ちょっと私が現場から耳にしている事柄なのでどういうことなのかという質問でございます。人事評価から伺いますが、県の給料総支給額が変わらないわけですが、以前より若干増えた中での話のようです。職員の給料に差が評価によって生じているという話を聞いておりますが、いかががお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

人事評価の県費負担教職員の給与への反映については、県教育委員会において独自に定めております。

具体的には、昇給と勤務手当において、前年度の各教職員の評価結果が反映されております。総額については、当該年度の年齢分布等を勘案して定められております。定められた分布率で評価された結果が、給与に反映されております。

○小高良則君

(6) その評価については学校管理者が行うというような話を聞いております。それが果たしていいのか悪いのか、適正なのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

人事評価制度は、全県統一で実施されており、評価者の研修も毎年行われております。

管理職の評価は教育委員会が行い、教諭の評価については、一次評価者を教頭、二次評価者

を校長として実施しております。

評価の流れは、管理職、教諭も同様に目標申告を提出し、それを基に、目標達成までに、それぞれの職員の能力を発揮しながら、どのような道筋で職務を行っていくのか、進捗を確認しながら評価しております。年度当初の面談、中間面談で各職員と対話し、その都度アドバイスや評価を繰り返していることから、評価は適正であると判断しております。

今後も、職員の能力を引き出し、より適正な人事評価を目指すとともに、管理職への指導助言も行ってまいります。

○小高良則君

この評価制度によって、以前に比べて給料が減額されるということはないという認識でよろしいでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど答弁をさせていただきましたように、昇給と勤務手当について反映されることとなります。

○小高良則君

この評価制度が、しっかりやりがいを出してくれるものにつながっていただければ、教育者も現場で励みになるのではないかと思います。

また以前にも質問しているところの働き方改革であったり、かなり先生方は子どもたちの登校の早い段階から朝から学校に行きまして、最後まで次の日の学習の準備までしてかなり厳しい教育環境であるなというのは認識しているところでございます。それなので少なからずも賃金で反映していただければ、またそれも頑張れる。ただ過労な労働は決していけない。精神衛生上よくないので、その辺を十二分に気を付けて運営していただきたいということをお願い申し上げます。

またこれに関連しまして、今、答弁の中にもありましたが、管理者の評価は教育長がするというものであります。教育委員会であったり、また施設見学、あと新任の教員の授業の様子だったりを見に行くことのある教育長だと思いますけど、その評価にあたってはさほどそのためだけに行くということはないと思うんですが、ここには1度程度と書いてしまいましたが、少ない中で評価が可能なのか伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

人事評価については、学校管理者についても「目標申告」を行い、(6)で答弁したとおり、最低3回の面談を実施し、総合的に判断しております。

また、学校訪問については、具体的には、「市教育委員訪問」「市校長会」「市教頭会」「市教育センター指定研究発表」等において、主体的な評価活動として、授業その他の教育活動を参観し、必要に応じて経営説明も求めております。

また、「北総教育事務所所長、次長及び管理主事訪問」「同指導室訪問」に帯同する際にも、同じ視点で参観しております。その他、「小・中学校の運動会や体育祭」「八街教育の日の

地域公開」などの行事においても、常に各校校長の目標申告を照らしあわせ、その取り組みの成果を確認しております。

それ以外にも、時間が取れた際は、可能な限り学校訪問に出かけるように心がけており、授業参観や教育環境の把握を行っております。

このように足しげく学校訪問を行い、面談や経営説明を通して目標申告の進捗状況の把握に努め、公平な評価ができるように鋭意努力しております。

○小高良則君

全ては子どもたち、またこの日本の社会のためになるべく人材育成、ちょっと言い方が大人の言い方になってしまいますけれど、子どもたちの幸せのために携わっている非常に貴重な業務だと思いますので今後ともご尽力いただきたいと思います。

次に（８）ですが、教育委員会の会議項目、内容をホームページに検索しやすいようアップを求めるといった質問ですが、通告後にホームページ内で検索して行きました。そうしたところ、まだ他にもこの件に関して問うべき項目がかなりありましたので、変な含みではなくて、もっと要望がありましたので、次回、機会がありましたらこの（８）についてはさらに掘り下げた通告をさせていただいた上にしたいと思っておりますので、次に移らせていただきます。

質問事項の２番目、八街市の人口減少に対して伺います。

以前、この質問は山口議員が深くしたところでもございます。重なる点もあると思っておりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

以前の議会で私は人口減少対策として企業誘致であったり、公園の確保であったり、また移住定住であったり、そういう部署をとということを質問したことがあります。ちょっと重なる点もあると思っておりますが、（１）としまして人口問題に対し中心となって検討して、対策して、それを考えていく部署は現在どこで、また現在どのような検討がなされているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少問題を総括する部署は、総務部企画政策課であり、人口減少の抑制には各種施策の横断的な展開、あるいは専門的な視点が必要なことから、庁内組織として、私を本部長といたします「八街市まち・ひと・しごと創生本部本部会議」を設置するとともに、市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働、メディア等で構成する「八街市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議」を設置いたしまして、実施事業の評価等を行いながら、事業の進行管理を行っております。

また、今後の人口減少対策につきましては、来年度を始期とする総合計画後期基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の中で検討を進めておりまして、事業の検討にあたりましては、市民アンケート、新成人との意見交換、市民活動団体や市民との懇談会等のご意見や事業の検証結果等を踏まえまして検討を進めている状況でございます。

○小高良則君

ひと・まち・しごと創生総合計画に基づいて進捗されているということですが、私は企画課が担当ということをお伺いしまして、企画課でもかなり多くの業務をこなしている。いわゆる職員がそれらのことと人口問題に関して兼任している様子が見受けられます。この際、人口減少問題に対して中心になって専門的に事業展開なり企画なりをしていく部署なり人なりをお願いしたいと思います、その意見に対してどのようにお考えになるのかお伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

人口減少が心底している状況でございますが、事業につきましては国や県からの権限移譲事務がかなり増えてきていると。特に民生部門ではサービス内容の充実を図るために、かなり多くなってきていると。これから年々事務量が増加している状況でありまして、職員の配置についてはかなり苦慮しているということでございます。

また、人口減少問題に対しましては、即効性のある特効薬等がないことから、特定の部門だけでは解決はできないというふうに思っております、全庁一丸となって総合的、横断的な協議を行うことで対応しているところでございます。

これらのところから、現在のところ新たに専任の職員を配置するという考えはちょっと今のところないのですが、これにつきましても今後の課題かなというふうには考えております。

○小高良則君

この人口問題だったりさまざまな議会で質問されるわけですけど、病気と違って特効薬があるような、1つの病みみたいなもので治す薬が現状では日本全国ないと。その中でいかに維持していくか、我々はもがきながらやって、明日に向かって生きていかなければならない。また、維持していかななくてはいけないという責務があるので、その中で、今できることをしっかり検討をして進んでいっていただきたいと願うところでございます。

また、昨日の議会でも高齢化率が29.26パーセント、65歳以上ですね、そういう話がございます。さらに今後それが進んでしまうというようなデータがございますが、人口に見合った予算であったり職員数、また行政サービスの精査、検討を迫られると思っております、その準備はどのように考えているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日本の総人口の減少が見込まれる中で、本市におきましても人口減少の進展が見込まれ、特に生産年齢人口の減少と老年人口の増加が予測される状況でございます。

これまでの自治体の行財政運営は、事務事業の継続的な執行に重点が置かれておりましたが、人口減少が続くこれからの行財政運営におきましては、真に必要な施策、優先順位を見極めながら事業を展開していかなければならないと考えております。

また、職員数につきましては、人件費の増大は財政の硬直化を招く要素もあることから、適正な職員配置を進めているところでございますが、単純な職員数の削減は限界があるため、市民ニーズの多様化、業務の複雑化を踏まえまして、組織の効率化、老朽化した施設の適正管

理、事務事業の見直しとあわせて行うことが必要と考えております。

このようなことから、これからの人口減少社会に対応する、持続可能な行財政運営体制の構築が図られるよう、現在策定を進めております、総合計画後期基本計画や次期行財政改革プランの中におきまして、中長期的な視点での検討を行ってまいります。

○小高良則君

私たち議員としては、さまざまな施策を広げていただきたい。そういう思いがあります。もとの執行部側の行政サービス向上のためにはそうしたい。ただ、やはり広げ過ぎるとどこかで財政的な問題であったり、人的な問題であったり、ショートしてしまう。だから、どこかでやはりきちんとした英断のもとに判断しなくてはいけなかったりするときがあると思いますが、しっかりした状況把握のもとに情報収集をしっかり重ねていただいて、八街市の運営をしていただきたいと願うものでございます。

そこで総合計画に基づき施策を実行しているところですが、市民に対し責任を持ち、街の維持をするための考えをここで伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市政運営にあたりましては、中長期的な視点に立ち、安定した行財政基盤を確立することが重要であると考えておきまして、予算編成等を通じまして、歳出削減、財源確保等の取り組みを行いまして、持続可能な行財政運営に努めております。

また、まちづくりには、安全・安心の視点が重要と考えており、防災体制の充実等を進めており、自主防災組織、あるいは女性消防団の活動等の市民活動を支援するほか、防犯ボックスの設置、防犯灯のLED化などを実施しております。

また、近年、刑法犯認知件数は減少傾向となっている状況でございます。

これからの人口減少社会に対応した行財政運営は、大変厳しいものでございますが、多種多様なニーズに応えられるサービス体制を維持し、向上させつつ、真に必要な施策、優先順位を見極めながら、事業展開を図っていくとともに、市民の方々の豊かな創造力、あるいは専門性などの能力を活かしながら、市民・行政がそれぞれ役割分担をしていただき、対等なパートナーとして協働して、まちづくりを進めるなど、これからも市民一人ひとりの声を大切にして、丁寧なまちづくりを進めながら、若い世代の将来に向けて夢を持ち、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で充実した生活を感じ、八街市に住んでよかったと、喜びや故郷としての誇りを持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○小高良則君

最後の市長の答弁を全ての市民にささげます。市民の幸せを願いながら、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で新誠会、小高良則議員の個人質問を終了します。

次に、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会の石井孝昭でございます。

令和の新時代にあたりまして、最初の質問ということで緊張感を持って行いたいと思いますので、明快なご答弁を執行部の皆様にはよろしくお願い申し上げたいというふうに思う次第でございます。

今回の6月議会におきましては、農業問題についてと安全な通学路整備について、大きな2題目をご質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

まずは農業問題の担い手対策についてご質問をさせていただきたいと思えます。

農業を基幹産業とする八街市にとって、農業後継者、いわゆる担い手の育成は喫緊の課題であります。

千葉県内の新規就農者状況を見ますと、平成20年度以降250名から300名前後で推移をしていましたが、平成24年度以降から毎年400人前後の新規就農者数と増加をしてくれています。平成24年度から国が旧青年就農給付金制度を創設し、その後、農業次世代人材投資事業に移行しましたが、平成29年度では約342人の方が制度を活用しており、その数は年々増加をしてくれています。

今年度から農林水産省は、新規就農者の就農前後に年間最大150万円前後を交付する農業次世代人材投資事業で支援対象を原則45歳未満から50歳未満に拡大する方針を示しております。親元就農する後継者が交付金を受けるには、農地の所有権を後継者に移す必要があったが、利用権の設定でも交付対象にするということになりました。

この農業次世代人材投資事業の現状と展望についてお伺いをさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業者の高齢化と減少が進む中、次代の本市農業を支える新たな担い手を確保、育成するため、新規就農者に対し、国の制度である農業次世代人材投資事業補助金をこれまでに新規就農者36名、うち夫婦型8組に対し補助金を交付してきたところでございます。

なお、本制度は、今年度から国の基準が変わり、新規就農者の裾野を拡大するために、対象者の年齢が49歳まで引き上げられるなどの要件の緩和がありましたが、国の予算では、1割以上の減額がされたところでございます。

これは、これまでに採択した者の中には、世帯所得が高額で、支援の必要性が高いと言いがたい者や、農業技術、経営面で改善が見られず、将来の営農継続が期待できない者等が見受けられることから、より詳細に支援の必要性が高い者を優先的に採択するため、要件がより厳密化されたことによるものでございます。

本市においては、これから新規就農を考えている方から相談を受けておりますが、次世代を担う農業者になることに強い意欲を持ち、将来にわたって営農継続が期待でき、真に支援を必要とする方へ補助できるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

この制度の目的は、新規就農の支援の間口を広げていこうと、そして担い手の確保につなげていくというのが狙いでございますけれども、今年度の八街市の当初予算を見ますと、農業次世代人材投資事業に1千800万、これは国の補助メニューということで計上しております。

現場の声を聞くと、今回、市長答弁にもありましたけれども、予算の全体から1割程度総額減額がされたというのは、予期せぬことということで、現場の方からすれば、困惑の声が上がっています。

今回の制度改正で農業次世代人材投資事業の総額から1割減額となったということは、農林水産省では、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付、法人雇用就農の促進、新規就農者の裾野の拡大と農業者の経営力向上、労働力確保と農業の働き方改革の一体的な推進の取り組みを行って、農政新時代に必要な人材力の強化を図ると、そういう方針ではあるんですけども、全体の1割、この削減は非常に影響があるというふうに理解をしています。

本市の見解は、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

5月23日に農業次世代人材投資事業の説明会が実施され、その中で示されました国から千葉県への配分額は新規及び継続の合計で、要望に対し77パーセントでありました。県内市町村への配分につきましては、今後行われますヒアリング後に決定することから、現在のところは、どのような影響があるか、具体的にはわかっておりませんが、新規採択者の交付要件といたしましては、前年の世帯所得が600万円以下であること、また、地域の担い手として期待され、将来にわたって営農継続が期待できる者など、これまで本事業の問題であった給付金を受けることが目的で営農の継続が期待できない経営をしている者が採択されなくなることで、真に支援の必要な人へ配分されるものと考えております。

○石井孝昭君

県からヒアリングがあったということで、配分が77パーセントということで、今、黒崎部長から答弁がございましたけれども、具体的な補助金の給付年齢が45歳から50歳未満に拡大をされるということであります。この表現を見るだけで推測すると、若者の就農者、農業者の年齢は国としては、今までは45歳だったのが、若者の就農者をもう50歳にするよということの意思のあらわれかなというふうに理解しています。

八街市の先ほどの当初予算の1千800万という予算、これは恐らく5名分の予算ということで当初予算、概要説明書にも書いてございますけれども、今回の制度改正により、どのぐらいのもくろみになるか、推測になるか、ご質問させていただきます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

年齢要件の緩和につきましては、これまで45歳未満でしたが、今年度から50歳未満に引き上げられました。これは新規就農者の裾野の拡大を図るため、支援対象者の年齢要件が5歳引き上げられたもので、現在、本市では20代が8名、30代が12名、40代が3名、支給を受けており、30歳代が中心となっております。

今後はこの年齢要件緩和により、地域の農業者から担い手として期待される新規就農者が増えることを期待しております。

○石井孝昭君

非常に広く年齢が広がったということは、非常によかった。ある意味で裾野が広がるんですけども、交付要件の適正化を図る上においてはハードルが少し高くなるのかなと、このような理解をしています。

今回の国の方針と県の内容を見ますと、親元就農をしている後継者についても給付要件が緩和されていくという内容でありまして、以前は親の農地を後継者に所有権移転しなければならぬということが結構大きなハードルであったと思います。実際、お父さん、お母さんが農業をやって、息子さんがUターン、Iターンで帰ってきて、この給付制度を受けるときに、農地の名義を変えなきゃいけないとか、作物を転換しなきゃいけないとか、さまざまな制度があったんですけども、今回の改正で所有権移転しなくてもいいということになりました。

利用権の設定をすればいいということに方向転換したというふうにお聞きをしているんですけども、これによって、恐らく給付申請要件が、年齢が上がるということ等は枠の幅が広がるというふうに理解をするんですけども、所有権の移転をなくってもいい、利用権の設定をすればいい対象となる影響や効果はどのように捉えているのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

農地要件の緩和につきましては、これまで親族から借りた農地で就農する場合、就農後5年以内に所有権の移転を必要としておりましたが、親が若い場合、農地を相続することは現実的に厳しい面等があることから、利用権設定でも可能となりました。この緩和により、これまで一番の問題でありました農地の問題が解決でき、本市の重要な担い手である親元就農者においても、本事業の対象となり得る可能性が広がり、今後の本市の後継者対策にとって非常に有効なものと考えております。

○石井孝昭君

非常に有効であるということで、ありますけども、農業委員会としては、これに対しては何かご意見は、土地に対して。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

現在、耕作放棄地が増えている状況等ございますので、こういう制度の中で後継者が育っていくというところで、耕作放棄地の増加については一定の歯どめがかかるかなと、このように考えております。

○石井孝昭君

それと、この質問の中に、八街市において農業者の担い手ということで若手の農業者ということが、今回の質問なんですけども、市内全体を見ますと、担い手全体を見ると、今、農業者の数ですと、大体3千600人前後、実際、農業を営んでいる方はそれより約半数ぐらいということなんですけど、登録者数はそのぐらいということになるんですけども、農業全体への支援策の中で、未来ある若手農業者のさらなる支援をこれからもお願いしたいということなんですけども、現在、親元就農給付金、正式名称は八街市農業後継者育成支援給付金を、いわゆる次世代型を適用外になった親元就農されている農業後継者育成給付金、この年齢も恐らく45歳までだというふうに、今のところ思っているんですけども、今回、国の次世代給付金事業が50歳未満に引き上げされるとなると、恐らくそれにちょっと歩調を合わせていただかないと必要があるのかな。いわゆる青年層の国の認識が50歳未満までということになると、親元就農者給付金事業も50歳前後に拡充して、制度的に八街市も即応していくべきではないかと思うんですけども、この事業に関しては、非常に次世代型を給付されている方も喜ばれているし、それに適合しない親元就農をしっかりとされている農業の方も給付金を月2万円いただくことによって、年間24万円いただいていますから、種代とか肥料代として、若手の農業者担い手対策としては非常に有益だというふうに思っているんですけども、その拡充に関してはいかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

八街市農業後継者育成支援給付金につきましても、今後、補助金要綱等の改正が必要となるものと考えております。ただし、これには予算が関係してきますので、当然、内部でもいろいろ調整しながら、国と同様に年齢要件を引き上げたいと考えております。

なお、平成30年度末までに33名に給付金を支給しており、支給開始当初から給付金を受けられた方の年齢構成を申し上げますと、10代が1名、20代15名、30代が12名、40代が5名となっている状況でございます。

○石井孝昭君

今日、明日というわけではないんですけども、年来度の当初予算にぜひとも反映していただければありがたい、このように要望させていただきたいと思っております。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

地域農業振興についてご質問をさせていただきたいと思っております。

平成28年4月1日施行の改正農地法によって「農業生産法人」の名称は「農地所有適格法人」に呼称が変更となり、要件が緩和されました。「農地所有適格法人」の法人形態は、株式会社、農業組合法人、合資会社、合同会社など、さまざまであり、事業内容の主たる目的が農業、農産物の加工、販売関連を含むなどでございます。

千葉県内では、「農地所有適格法人」の数を見ますと、平成17年182法人であったものが、平成30年では467法人と約3倍と増えてきております。

ここで伺いたいいたします。八街市内の農業法人の参入の現状についてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

法人が農地を保有し、農業に参入する場合には、農地所有適格法人の要件を満たし、農地法の許可を得ることにより可能となります。また、それ以外の法人であっても、貸借であれば、農地所有適格法人以外の法人としての要件を満たし、条件を付し農地法の許可を得ることにより、農業に参入することができます。

平成29年度末では農地所有適格法人が13社ございました。また、平成30年度末現在では農地所有適格法人が20社、それ以外の法人が3社、合わせまして23社となっており、1年間で農地所有適格法人7社、それ以外の法人3社、合わせて10社増加しております。

○石井孝昭君

農業委員会事務局長から答弁いただきまして、ありがとうございました。

非常に増えているということの現状がわかったかなと、このように思います。農業法人の中で農地所有適格法人が20社ということと一般法人が3社というご答弁ですけども、この増えている現状の中で、農地所有適格法人は農地を所有していても賃貸でも経営が可能と。所有していてもいいし、お借りして農業を営んでもいいということでもありますけども、具体的にどのような法人が参入してきているのか、どのような農業形態で農業を主農業として行っているのか、わかる範囲で教えてください。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

農地所有適格法人の形態でございますが、農業委員会で把握しているところでは、市内の個人農業者が法人化したものが9社、市外の個人農業者が法人化したものが1社、市内の企業が7社、市外の企業が3社となっております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

市内と市外が、本拠地がさまざまにあるということでありましたけども、農業形態を農業法人が農地所有適格法人にするメリットというのは、どのようなメリットがあって移行していくのか、また、デメリットがもしあるようであれば、教えてください。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農業の法人化によるメリットでございますが、対外信用力の向上に伴う規模拡大の容易性、販路の拡大、雇用の拡大が期待されます。また、所得の分配による事業主への課税軽減、定率課税の法人税適用、役員報酬の定額給与による節税などの税制上の優遇措置や社会保険、労働保険の適用により農業従事者の福利厚生を増進を図ることができます。

次にデメリットでございますが、税制面では複式簿記での記帳が必要となり、専門家に依頼すると経費が発生すること。また、法人課税は利益がなくとも最低限の県民税、市民税の納税義務が発生、さらには社会保険制度の導入による事業者負担などの固定経費が発生いたします。

○石井孝昭君

一般の株式会社、有限会社等と会社の形態に関しては変わらないかなと、このように理解をしていますけども、20社のうち農地所有適格法人の農地所有は何社あるのか、それと、何社あるうちの市内に農地として所有する面積はどのぐらい所有しているのか、ご質問します。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農地の所有権を有しております農地所有適格法人でございますが、市内20社のうち半分の10社が農地の所有権を有しております。所有権の面積は10社合計いたしますと17万6千937.73平方メートル、約17.6ヘクタールが農地所有適格法人により所有されているということになっております。

○石井孝昭君

17.6ヘクタールですね。法人としてはそんなに大きくはないかな。ハウス園芸とか施設園芸とすれば、そんなに大きくないかなという気もしますが、この適格法人の代表者は全員日本人ですか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

手元に、今、そこら辺の細かい資料がありませんが、数社、たしか1、2社は外国人の方だというような記憶はしております。

○石井孝昭君

わかりました。

農地所有適格法人、いわゆる農地を所有しているのは20社のうちの10社、そして所有していない賃貸で行っているのが10社ということですけども、先ほどの耕作放棄地の解消を含めて農地の適正管理ということ、今回の農地の集約に関してはご質問しませんが、その部分に関して、今後の方向、傾向を、どのように市内の法人の農業が変わっていくのかと捉えているか、ご質問します。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

今後の法人の動向になりますが、1年間で10社ほど増えているという状況がございますので、これからも遊休農地を取り込みながら法人化が進んでいくのかなと思っているのが1点と、個人の農業者の方が法人化をいたしまして、最終的に六次産業化を目指すというような昨年申請が2件ほどございました。でございますので、本来の企業的なものから、あとは個人が企業として生産、加工、販売まで行くと、そういう農業のやり方も出てくるのかなというように思っております。

○石井孝昭君

国の方では六次化とか、規模拡大、そして法人化みたいなところを結構推奨しています。今の政権においても規模拡大、家族農業ですけども家族農業じゃないところの法人化を結構目指していこうという動きがあるんですけども、一旦法人化していったとしても、ずっとその

法人が維持されるとは限らないというふうに理解しています。例えば、年1回の、毎年の事業年度の事業報告、これを義務付けていると思いますけども、今現在、運営している中で、この事業報告をしないと、恐らく法人としては多分認められていかないと思うんですけども、今の農業委員会としての指導と現状としての20社における運用状況については、どのような形になるんでしょう。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

現時点では、全ての法人が年に1回の報告書の方は提出してございます。

ただし、これは提出されませんと、最終的には所有権を持っている法人であれば、当然所有権は持たなくなってしまう。また、借りている農地も返すという形になります。

○石井孝昭君

これからも適正なご指導をよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、2問目、市内への異業種からの農業参入の現状についてご質問させていただきたいと思います。

農業以外の業種から農業への参入が増加していると思います。農林水産省では、農地を利用して農業経営を行う一般法人は平成29年度末で3千30法人、平成21年度の農地法改正で農地のリース方式により企業参入が増えたことにより、改正前の10倍に増えております。

国は、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加など困難な問題を抱える中で、地域社会の共生を目指す観点から、企業自体を担い手と位置付けて、建設業者や食品加工会社、製造、不動産会社などの分野から農業参入を促進しています。

ここで伺いたします。市内への異業種からの農業参入の現状についてご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農業委員会で把握しております異業種からの農業参入についてでございますが、平成30年度末現在で農地所有適格法人以外の法人が3社該当いたします。いずれも市外を所在地とする法人で、東京の法人が2社、佐倉市の法人が1社となっており、農業への参入動機は事業の多角化を目的とするもので、業種は工事用資材の販売業、太陽光発電事業、福祉サービス業であります。

○石井孝昭君

答弁だと現状は3社ということでありましたけども、この3社の具体的な農業形態、販売形態をご存じでしたら教えてください。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

3社の作物でございますが、主な作物といたしましては、1社がシキミ、サカキに似た仏事に使用される葉でございますが、それが1社、もう1社がトマト、ミニトマトと、あと、もう1社がバレイショ、落花生、玉ねぎ、ニンジン等となっております。

○石井孝昭君

1社がシキミと、サカキに近いものですが、シキミということであり、ミニトマトとかバレイショということでもありますけども、この質問は市外からの参入ということなんで、本社が東京都とか佐倉市ということでありましたけども、納税形態はどのようになっているのか。報告書の中に経営内容を報告すると思うんですけど、その納税形態はどのようになっているのか、ご質問します。わかる範囲で結構です。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

この3社でございますが、昨年度、農地所有適格法人以外の法人ということで申請がなされましたので、報告書の方はこれから、今年度が上がってきますので、今現在はお答えできないということでご了解いただきたいと思います。

○石井孝昭君

すみません、唐突な質問ですけども。恐らく来年度以降1年間、業態として営業された後に、またお聞きさせていただきたいなというふうに思いますけども、先ほどの農地所有適格法人と、この一般法人、農業を営んでいる異業種からの法人を足して23社ということでもありますけども、この異業種会社と八街市との関わりはどのように捉えているのかということなんですけど、一般のというか、農業を通常営んでいる方との関わりも、私はとても大事なことでと思いますし、例えば、産業祭とか農業イベント等にも、この会社さんと八街市の関わり、そして今までの関わりと、そして今後の関わりを市内の農業の活性化の一翼を恐らく担っていただけるものではないかな、このようには理解をしているんですけども、一般の市内農業者との関わりも含めて、どのように今後とも関わりを持っていこうと思っていられるのか、ご質問いたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

関わりというご質問ですが、農業法人が参入することによりまして、市内の農家等への影響等も考えられますが、その観点から答弁させていただきますが、法人の農業参入によりまして市内の農業者への影響につきましては、近年、法人の農業参入が増えている中、マイナス面での影響があるというお話は何っておりません。

一方で、市では農地の貸し借りにによります利用集積を推進しているところではありますが、農業者によっては高齢で後継者がいないことや、農地を売りたいという方がいらっしゃいます。しかし、個人の農業者が売買で農地を取得する方はかなり少ないのが現状であり、その点、農地所有適格法人であれば、農地を取得することができ、取得を希望する法人もあることから、農地の受け皿といたしまして問題の解決につながっているというお話はお伺いしております。

さらに、農業法人では、農地を取得して生産活動を拡大していく中、人材を必要としており、農業をリタイアした方や後継者がなく農地を手放した方などを雇いたいといったお話もございます。そのような方は経験や知識が豊富にありますので、農業法人の中で活躍ができるのではないかと考えております。

○石井孝昭君

農家の方では、部長の答弁のとおり、逆に農地を貸して、その法人の一員として従業員として入るといふ方も中には聞いています。実際それはもう行っている方もいらっしゃるんですけども、八街市の農業の発展、よく北村市長がおっしゃっている基幹産業の発展においては、一般の農業の形態の皆様と、こういった農業法人、これからも八街市の農業に一翼を担っていただけるだろう方々にも農業の発展、八街市の農業の発展の一翼を担っていただきたいと思いますので、これからもあわせご指導と、また、例えば産業祭か何かにも協力していただくような方向でお考えいただければありがたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、この質問は以上でございます。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石井孝昭君

それでは午後から一般質問を続けさせていただきたいと思っております。

それでは質問事項2、安全な通学路整備についてご質問をさせていただきたいと思っております。

今回の4つの質問をさせていただきたいと思っておりますが、最近、児童・生徒を巻き込む登下校中の事故や事件、これが多発しております。先日発生した川崎市でスクールバスを待つ児童らが殺傷された事件や、大津市で散歩中の園児の列に乗用車が突っ込んだ事故、全国で子どもが被害に遭う事案が続いております。

通学路における交通安全の確保についても、平成24年度に実施した緊急合同点検以降も、文部科学省、国土交通省、警察庁からの合同通達により継続的に取り組みが行われていることと思っております。

多発する児童・生徒を巻き込んだ交通事故をなくすために地域を挙げて未来ある子どもの大切な命を守らなくてはなりません。

そこでお伺いいたします。「八街市通学路交通安全対策連絡会議」設置の経緯についてご質問します。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では、かつて児童の安全を脅かす危険運転による事故があったことは周知のとおりで

ございます。

教育委員会におきましては、各学校に日常的な交通安全指導の徹底を指示するとともに、平成24年、通学路における緊急合同点検を実施するなど、通学路の安全確保に努めてまいりました。しかしながら、児童・生徒の交通事故撲滅を目指すためには、さらに具体的で実効性のある交通安全対策に取り組むシステムを整える必要により、平成27年度末「八街市通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

八街市通学路交通安全対策連絡会議は、本プログラムを継続化かつ具現化するための連絡調整機関であります。現在に至るまで、毎年、本会議を招集し、佐倉警察署、防災課、道路河川課等の関係機関との連携を密にしながら、市内通学路を定期的に検証し、対策を講じているところでございます。

○石井孝昭君

平成28年度3月ですかね、連絡協議会ができたということでもございましたけども、八街市通学路交通安全対策連絡会議の構成メンバーと役割についてご質問します。

○教育次長（関 貴美代君）

交通安全プログラムの中にもうたっておりますが、通学路交通安全対策連絡協議会の構成員は、八街市校長会、八街市PTA連絡協議会会長、佐倉警察署交通課、佐倉交通安全協会八街支部連絡協議会、千葉県印旛土木事務所、市役所の安全安心担当官、防災課、道路河川課、教育委員会を構成員としております。

また、役割については、印旛土木事務所は県道を、道路河川課は市道を、防災課は防災犯罪対策として、交通安全協会、安全安心担当官はアドバイザーとして、警察関係は交通規制、標識、信号機設置等として、教育委員会は地域の目線と教育関係の総括としての役割を担っております。

○石井孝昭君

答弁、ありがとうございました。

次長の答弁ですと、さまざまな構成員ということで、ご自身の通常業務でありながら、この対策会議のメンバーということになられていると思います。

子どもたちを守っていくということで、このような組織ができたということは、非常に大きな前進かなと、このように思っておりますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

八街市通学路交通安全プログラムについてご質問させていただきます。

昨日、丸山わき子議員からも、この一端の質問がありましたけれども、違う角度からご質問をさせていただきたいと、このように思っております。

文部科学省では平成30年2月の通達で、平成28年度末の「通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況」及び「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況」について取りまとめ、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県、警察が連携して、緊急合同点検結果に基づく対策を早期に実施されるとともに、各市区町村で策定され

ている通学路交通安全プログラムに基づいて定期的な合同点検の実施など、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進されるように促しております。

ここで伺いたします。「八街市通学路交通安全プログラム」についてご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本プログラムは、各学校やPTA連絡協議会、交通安全協会、印旛土木事務所、警察、市役所関係各課等による連絡協議や合同点検を通じて危険箇所の把握、対策の実施状況の確認、対策の充実・改善を実施しております。

本プログラムの運用に伴い、昨年度は11月から12月にかけて、全ての学校の通学路合同点検を実施いたしました。また、1月には、八街市通学路交通安全対策連絡会議を開催し、対策について検討いたしました。

今後もこれらの取り組みをPDCAサイクルとして実施し、市内通学路の安全性の向上を図っていきます。

○石井孝昭君

国としても、このプログラムを作りなさいというようなことに基づいて、八街市もこのようなプログラムができたのかなと、とてもよかったなというふうに思っておりますけれども、平成31年4月文部科学省の通達によると、依然として登下校中の交通事故や犯罪被害に遭う事案が発生しているということから、登下校の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議においても登下校の防犯プランが取りまとめられています。

この登下校中の防犯プランということですが、今回はあくまでも通学路、子どもたちの登下校ということに絞っておりますけれども、文部科学省の「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実ということについて」、教育委員会、そして学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携して、学校や地域の実情に応じた中で児童・生徒の登下校を地域全体で見守ろうと、そういう体制の整備が重要だということが示されています。この横の連携。

警察庁からの情報では、平成26年から30年に発生した歩行中の児童・生徒の交通事故の特徴としては、状態別ではやはり歩行中の事故が一番多いということと、小学1年生の事故死が非常に6年生より3.6倍多いと、この5年間のデータ、やっぱり1年生の事故が非常に多い。ランドセルの重さとか、このようなことも文部科学省からは通達があると。1年生の事故のピークは5月の中旬、下旬がやはり非常に多いというふうにデータとして示されています。歩行者の死者重傷者の約4割は飛び出し事故に遭うと。お父さん、お母さんが迎えに行ったときに、反対側に行って、それが非常に多く見受けられる事故だというふうに、このように言われていますけれども、数年前、文違地先で事故に遭われた八街の朝陽小学校の児童・生徒がいらっしゃいました。その後は早急に対応していただいて、ガードレールの設置、県と市と連携して、早急に対応はしていただいておりますけれども、ここ最近の八街市に

おける児童・生徒の交通事故、交通事案についての傾向はどのようなものでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

過去3年間の小中学校の交通事故及び不審者の状況についてお答えいたします。

小学校の交通事故は、平成28年度14件、平成29年度13件、平成30年度13件、中学校の交通事故は、平成28年度7件、平成29年度11件、平成30年度4件となっております。

また、不審者情報なんですけれども、小学校の不審者は、平成28年度16件、平成29年度10件、平成30年度22件、中学校は、平成28年度6件、平成29年度9件、平成30年度6件となっております。

○石井孝昭君

今、傾向ということで件数の傾向でありましたけども、小学校、中学校で多少数は違いますけども、小学校においては13、4件ということで、事故が低学年において多いのかなと。不審者においては、中学校の倍ありますからね、小学校はね、それに比例しているのかなという気もしますけども、例えば、こういうところで命に別状があるような事故までは報告はお聞きしていませんけども、こういったような事案が、細かな事案というか、交通事故まで至らなくても、不注意とか、どんな形の傾向がありますでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

交通事故につきましては、小学校、中学校ともに軽微な接触事故が多く見受けられました。

○石井孝昭君

軽微な、軽いということですね。歩行中ですか。相手はどういう相手ですか。

○教育次長（関 貴美代君）

小学校につきましては歩行中の事故、中学校につきましては自転車通学中の事故ということになっております。

○石井孝昭君

相手は。

○教育次長（関 貴美代君）

すみません、言葉が足りなくて。相手は車が多いです。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

通学路の時間帯を確保しているスクール時間のところもありますけども、そうではないところは結構この時間帯は通勤時間にも関わったりすると、細かな交通規制はできないところも正直あったり、細いところに行くと、ぶつかっちゃうかな、大丈夫かなと思って、子どもがちょっとよろけたりすると、接触事故も起こる可能性もあると思うので、地域の見守りということも国の方でも言っておりますけども、これから、くれぐれも、作られたということの中では点検をしていただいて、これからも気を付けていただきたいなと思うところです。

続きまして、質問要旨3番、八街市の通学路の危険箇所と交通安全対策についてござい

ますけども、八街市通学路交通安全プログラムの策定に基づいて、昨年度市内通学路の危険箇所の把握や現場の点検が行われたとお聞きしております。先ほど、PDCAサイクルというお話がありましたけども、八街市通学路危険箇所の現状と安全対策についてご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

昨年度、八街市通学路交通安全プログラムの実施に伴い、合同点検を実施し、点検箇所や結果及び対策内容について、「危険箇所及び対策状況一覧表」を作成し、学校や関係各課及び機関へ公表し、各小学校区ごとに市のホームページに掲載しました。

具体的な対策としては、スクールゾーンの書き直し、路肩部分の歩道用グリーンベルトの延長舗装、注意喚起看板の設置、路肩部分の草刈り実施、道路上に堆積した土砂の撤去等を実施しました。

また、点検の結果、今後の対策が必要な箇所については、関係機関と協議し、県警本部に対して、停止線の補修や信号機の設置を要望するなど、具体的な対策案についても掲載してあります。

また、児童の登下校については、市民のボランティアで組織する「見守り隊」の皆様により安全が守られています。

教育委員会といたしましては、各学校や地域からの情報や要望に耳を傾け、関係機関との調整を図りながら、引き続き通学路の安全確保に努めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

通学路の危険箇所の抽出についてですけども、まず、小学校から3カ所ずつ上がってきたということがございますけども、通学路における危険箇所の抽出について、各学校がどのような背景で、どのような対策が必要な危険箇所として上がってきているのか、その背景を教えてください。

○教育次長（関 貴美代君）

まず最初に、抽出の経緯なんですけども、各学校から優先順位をもとに抽出を依頼し、上がった箇所の点検をし、関係団体や各課のさまざまな視点から対応を検討しております。

また、抽出の背景といたしましては、児童・生徒が登下校に使用する頻度、人数、交通量、実際の事故件数、教員が交通安全指導を行うにあたり危険を感じている箇所、見守り隊などのボランティアの方々が拠点としている箇所、地域の方々が危険と感じている箇所を抽出しております。

○石井孝昭君

今の答弁ですと、学校の先生方が見送りをしたときとか、地域から声を聞いて、それを例えばPTAとか、そういった会議とかに図って管理者から報告があったというような内容によるのでしょうか。管理者というのは校長先生、教頭先生、要は管理者から上がってきたとい

う形ですか。

○教育次長（関 貴美代君）

そのとおりでございます。

○石井孝昭君

その危険箇所ということで、これは2年に1回点検をして検証するというサイクルでというふうに、例えば、点検検証したということですが、協議や検討を重ねていくということの上において、各学校から上がってくる取り組むべき検討課題とか、アジェンダも変わっていくというふうに思います。やはり、アジェンダも徐々に例えば1つの学校で3カ所上がっているとすれば、1カ所を、グリーンベルトを引いたよということであれば、そのアジェンダは解消していった、次のアジェンダにまた取り組むべき課題として、次に上げていく。つまり、昨日の質問にもありましたけども、3カ所だけではなくて、本来は幾つかある中で、とりえず優先順位の3つをまず上げてもらったんですけども、その中で3カ所だけではなくて4カ所、5カ所、10カ所ある中で、今後とも、昨日の教育長の答弁ですと、何カ所とは言わないけども、数にこだわりなく、これからも上げていただき、検討はしていこうという答弁なんですけど、そこは随分私も進化してもいいんじゃないかな、柔軟でいいんじゃないかなというふうに理解をしています。

つまり、学校によっても地域性もあるし、見守り隊の対応も違いますし、学校の生徒の数も違います。例えば、うちの子は二州の方で言えば、沖分校から5年生であれば自転車で通う方とか、2キロ以上の子は5年生以降になると自転車の登録をして、自転車教室も経て認定証を受けて、学校に通うとかという制度もありますし、その辺の点検をしていくことも変わっていくんじゃないかなと思うんですけども、この2年ごとの点検と検証を繰り返していくサイクルによって、子どもたちに常に安心安全に寄り添った通学路整備に転換していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っているんですけど、取り組むべき課題の1つは、アジェンダを今後どのように捉えているのか、昨日の答弁もありましたけど、教育長にご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

昨日の丸山議員に答弁いたしましたけれども、今回、3カ所ということを中心に点検をしております。各学校が上げているといいましょうか、把握している箇所については、もっともたくさん交通安全の整備しなきゃいけないという箇所がございます。その中に先ほどから議員もおっしゃっていただいている優先順位を付けて3つ上げていただいておりますので、今後は、優先順位3つについてはそのまま継続してやるつもりですが、子どもたちが安心して通学できる環境を保つためには、こちらの不断の努力が必要だと思いますので、継続して安全箇所の点検、そして、その対応策については安全プログラムを中心にしながら日々努力していきたいなと思っております。

学校の目的は、目標は、健康で来た子どもを健康で帰すというのが最大の目的でございます。

すので、通学路の整備に関しては、今後も注視してまいりたいと思います。

○石井孝昭君

この内容を見ますと、例えば看板の設置についての要望、これは防災課を通じてできたりとか、あと、踏み込んで言うと、警察が対応して信号機の設置までお願いしたいという、そのような要望、これは教育委員会だけではなくて、防災課とか道路河川課、また警察、公安委員会の協議、このようなところまで踏み込んだ要望もあるわけですから、そこは峻別しながらやっていただきたいのと、また後で、後段で4つ目で質問しますが、各行政区、地域から通常上がってくる要望、道路改良の要望の中に通学路の整備も含まれている場合もあるので、そこについては、通学路なんだけれども、地域から要望がもともと上がっていて、ここは事故多発地帯だから直してほしいという要望は、特に地域からも上がっているし、プログラムからも上がっているということは、市の方に優先付けていただくようなことがとれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのような思いの中で質問4に移らせていただきたいと、このように思っております。

八街市内の通学路整備における関係各課横断的対応と予算についてご質問させていただきます。

国として、先ほどの質問のとおり、横断的に文部科学省、国土交通省並びに警察庁が連携して、通学路の交通安全確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進してほしい、またするべしというような通達が来ております。

八街市内通学路整備においては、国や県との協議のほかに、教育委員会、防災課、道路河川課、総務課等の横断的な対応や協議されることも多いと思います。

市内通学路整備における関係各課横断的対応と予算についてご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市の通学路整備をもれなく進めていくためには、関係各課との横の連携が非常に重要であると考えております。

最近も全国各地において痛ましい交通事故の報道がありましたが、そのような悲惨な事故を起こさないためには、各学校における安全教育だけでは十分でなく、予算調整や県警本部との連携、通学路の補修点検や、注意喚起看板の設置など、具体的な対策が必要になります。

最近実施したのものとして、国道409号線日向入口丁字路の歩行者待機場所確保のための外側線引き直しとポール設置、三区十字路から八街五差路に向かう道路のグリーンベルト設置及び道路に張り出した枝の伐採、国道409号朝陽小学校前の交差点改良、笹引学区の市道210号線のガードレール設置などの整備がなされています。

教育委員会としては、今後も千葉県及び市の関係各課との連携を密にし、通学路の安全確保に取り組んでまいります。

○石井孝昭君

この前210の整備もガードレールが一部できまして、笹引小学校の子どもたちも、ほんの

一部ですけど、よかったなと思っていますけど。通学路整備に関してですけども、教育委員会として市内の通学路整備に関する予算はお持ちでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

教育委員会といたしましては、通学路整備の予算については計上してございません。

○石井孝昭君

昨年、上がってきている検証した結果、すぐ点検して直せたものと今後検討するものというふうに分けていらっしゃると思いますけども、その段階では、どのような対応として処理したのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

関係各課の方に依頼の方をかけさせていただきました。

○石井孝昭君

そうですね。教育委員会としては通学路に対する工事の予算は持っていませんものね。

この危険箇所の対策ということと、1つ問題を解決していくということにおいては、教育委員会として、その場所は今回プログラムとしてまとめてはいらっしゃるけども、予算としては各課に要望していくしかないのかなというふうに思います。

現地を確認して、すぐできるものと、予算要望して、その後、峻別されるものということに恐らくなっていくと思いますけども、教育委員会として工事を実行する予算がないために要望をしていくと。

そこで「八街市通学路交通安全対策連絡会議」が設置されて、交通安全プログラムがせっかく策定をされたということの中で、国としても危険箇所は早急に解消すべきだと、また解消していくべきだと、事故防止、命を守っていこうということの中で、制度的なものを私は市の方に教育委員会としても要望してもいいんじゃないかなと、このように思っておりますけども、例えば、教育委員会内に市内の通学路の交通安全予算というのを新設して、そこでまとめていく考え、組織、仕組みづくりをしていくとか、プログラムの問題について、これが考え方としては1つあるのと、その受け皿として、道路河川課の予算の枠を別組みとして、市内通学路道路河川課交通安全予算等を別枠で新設して対応してもよいのではないかな、このように思っております。

なぜかという、維持班とか、目的がはっきりしている予算、例えば維持班みたいな予算、その年度年度、場で場に対応していかなきゃいけない予算では限りがありますので、できれば、前年度に上がってきたプログラムの予算を骨格として形作って、教育委員会としての枠組みをとって対応していくのか、それを各課横断的な市の執行部の方にその枠組みとして捉えていくのかというような発想がとても大事というか、対応しやすいんじゃないかなと思うんですけども、執行部当局のお考えはいかがでしょう。

○建設部長（江澤利典君）

今、石井議員がおっしゃるとおり、教育委員会の方ではそういった予算は計上していないということでございますけども、まず、通学路交通安全プログラムについては、この冊子にも

書いてあるとおり、合同点検は一過性とせず、地域を挙げて継続的に通学路の安全対策に取り組むために策定されたということは認識しているところでございます。

建設部、市といたしましては、現在、道路整備事業費という予算の中で国の社会資本整備総合交付金を活用して、1・2級の幹線道路を中心に道路改良事業、また通学路の安全対策を考慮した歩道整備を含めた道路改良工事を実施しているところでございます。特に歩道整備については、先ほど石井議員がお話ししていたように、市道210号線の歩道整備、また一区50号線の道路改良も含めた歩道整備を現在実施しているところでございます。

そういう状況の中で、先ほど石井議員の提案があった市内の通学路交通安全予算という別枠予算ということになるかと思えますけれども、建設部といたしましては、現在、今申しましたように、交付金事業を中心に整備を進めております。そうした中で、通学路交通安全プログラムの掲載されている危険箇所の解消に向けての安全対策の実施に伴う予算の確保ということでございますけれども、今後、教育委員会並びに防災課と、より連携を図って、予算執行方法についても財政担当部局、また教育委員会等と協議して、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、去年から、これは直接は関係ないんですが、災害等の発生時に伴って応急対応業務ということで、各業者さんといろいろ連携して協定を結んでおります。その辺の予算もございます。そういった予算も加味して、今後、通学路安全プログラムに対しての別枠予算ということも検討した中で、今後、皆さんに、市民の方にわかりやすい予算執行の中で予算を計上していきたいというふうには考えています。

○石井孝昭君

教育長、今、部長からすばらしい答弁をいただいたと思えますけど、いかがでしょう。別枠の予算を作っていただいて対応していただければ、ありがたい、財政当局にこれからお聞きしますけど、教育長、ご意見どうでしょう。

○教育長（加曾利佳信君）

非常に教育委員会としては力強い意見をお聞きしたわけですが、ただ、通学路というのは子どもたちの生活の中でほんの一部でございます。そういう意味からも、市全体の道路整備の中で整備がなされることが子どもたちの安全につながるのかなという考えもございます。

しかしながら、今、建設部長の方からお話がありましたことは参考にしつつ、こちらもできる限り協力しつつ、新しい方向性に進んでみたいなどは思っております。

○石井孝昭君

財政課参事にお聞きさせていただきますけど、今、建設部長がそのような答弁いただいたんですけども、通学路だけじゃなくて、財政課にはさまざまな予算要望があったり、市内各行政区から、通学路だけでなく、その地域に上がっている道路整備とか排水整備、この予算も通学路とリンクして上がっている場合もあると思えますけども、このプログラムについてですけども、通学路の環境整備について財政課としてはいかがでしょうか。どのような見解をお持ちでしょうか。

○総務部参事（會島禎人君）

今、質問、答弁等の中でいろいろと私も再確認させてもらっているところがあるんですけども、例えば、1つの事故だとしたとしても、その事故の内容、場所なのか、人なのか、物なのか、あと、その場所によっても、道路なのか、近接している場所、物なのか、その辺がいろいろと絡んでくるものと、私はここで今判断しました。

それで、例えば、今、議員さんもおっしゃったように、枠組的な予算というの、考え方としたらありかなとは思いますが。しかし、今直前に教育長からお話があったように、やはり、1カ所1カ所とか、例えば、脇から見て1面とかという点というような形で見ると、市が管理している市道という施設、一施設を全体として見た中で、その中で道路河川課の部分、教育の部分、交通安全の部分、いろんな部分が絡んでくる中で市全体を点なり面なりという大きな見方をした中での予算を付けていくというような形にするのが私たち財政の方としては考えているやり方ではございます。

後は、例えば、今、道路河川課にしても、何とかの路線番号がない予算も配分等はしてありますので、そういった中での、先ほど、建設部長からあったような執行の方法、この辺をいろいろ絡めながらの対応がよろしいんじゃないかと考えます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

総務部長、いらっしゃいますけども、道路河川課、建設部だけじゃなくて、教育委員会として上がったアジェンダを、やはり、各課横断的な対応をしていっていただいて、子どもたちの、未来の子どもたちの命を守っていきこうと、事故をなくしていくんだという対応をこれからも市長が横断的に上げて、取り組んでいただくことを要望させていただきたいと思えます。

そして、重要性、緊急性を重視した学校現場や地域の声を酌み取っていただいて、改めて安全な通学路整備に努めていただくことをお願い申し上げて、私からの質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で新誠会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

林修三でございます。登壇の機会をいただきましたので、通告に従って順次質問いたします。

この5月1日から元号が令和に変わりました。明治は遠くなりけりから、昭和が遠くなっていくような感じを持ちますけれども、それにしても年号が変わったということで、意を新たにして、子どもたち、市民のさらなる幸せ、安心・安全なまちづくりを願いながら、幾つかの質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、質問の第1、活力あるまちづくりの（1）年号改定に伴う市業務の①年号改定に伴

う記帳所の設定と訪問市民の設定があったのかどうか、また、あったとして訪問市民はどの程度あったのかを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

天皇陛下ご即位を祝しての記帳所の設置につきましては、市民からの問い合わせや、千葉県庁での設置の連絡を受けまして、本市におきましても実施することといたしました。

開設期間は5月1日・2日の2日間で、第1庁舎1階ロビーで実施しましたところ、134名の方々からご記帳いただきましたので、記帳書を宮内庁へ送付いたしました。

○林 修三君

134名もあったということで、その数字に驚いていますが、それだけ関心があったということでございましょう。

続いて、②の5月1日以降、およそ1週間程度で結構なんですけども、婚姻届者数についてはいかがだったでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に届け出がされました婚姻届出数でございますが、5月1日から20日までで計21件でございました。

これは平成30年度の本市での婚姻届出総数215件の月平均18件と比較して多い件数となっております。

特に5月1日は、新天皇即位に伴い元号が改正され、日柄もよいこともあり、午前8時時点で2件、午後5時時点で10件、最終で11件の通常よりかなり多い届出がございました。

また、当日は、市民課前に臨時窓口を開設いたしまして、受領業務を行うとともに、記念撮影コーナーを設けまして、職員が希望者に写真撮影のサービスをするなど、カップルの門出を祝福いたしました。

○林 修三君

これも月平均よりもたった1日から2日間で、これまでの月平均よりも上回るような数字が出たということ、大変、私は今聞いて、うれしいことで驚いていますけれども、この年号が平成から令和に変わって、市民の関心・意欲も高まっているということで受け止められますね。新しい時代になった、さあこれからもこの新しい時代が私たちにとって、いい時代であるようにという願い、思いがあるなと思いますけども、ここで市長に伺いますけども、市民のこのような思いを受けて、新しい時代に入って、一歩踏み出したわけですけども、八街市のまちづくりをこれからどう進めてようと、今、どう思われているか、市長にお伺いします。

○市長（北村新司君）

新しい元号になったという中での私の今の気持ちはという答弁であろうかと思えますけども、「新春の令月にして 気淑く風和らぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫らす」というようなことで、新しく令和になりました。

一番うれしいのは、八街市がまず、いろんな答弁をしておりますけど、10月27日、小出義雄杯のその元号に変わる第1回マラソン大会が有志の市民の皆様が立ち上げてくれたマラソン大会が開催できると、まずこれが第1点でございます。

そうした中において、また、民間の努力で、重なりますけども、ドギーズアイランドの中の小谷流に小谷流温泉森の湯が同じ時期にしてオープンしていただいたというようなことでありまして、八街市も人口減少等々がございますけども、1つの光明が、1つの癒やしの場が、そして1つの活気ある行事が市民の皆様方から立ち上げていただいたという大きな感激と大きな活力をいただきました。

これをもとに議会の皆様方、そして議員の皆様、そして市民の皆様方とともに、新しい元号のスタートにあたり、さらなる努力を、今、感じたり、誓ったり、また協力をいただきたいと思ったところでございます。

○林 修三君

ありがとうございます。

先ほど申しましたけれども、市民の関心が非常に新しい時代が変わって高まっていると。今、市長のお答えもいただきましたけれども、やはり、3期目に入った北村市長におかれましては、揺るぎなく、市民のための市政をこれからも進めていっていただきたいということを願います。

3番の元号改定に伴う市役所業務への影響というのは、幾らかあったのでしょうか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

元号の改定に伴う市役所業務への影響についてでございますが、電算システムの対応が一番大きなものであると考えられます。

本市の電算システムの対応につきましては、改元の実施に先立ち、あらかじめ「改修」及び「テスト」を行っており、支障はございませんでした。

また、改元が実施となる5月1日に、問題が発生する可能性があることから、関係する各課の職員が祝日の5月1日に出勤し、システムを確認したところ。特段の問題もなく、連休明けの7日以降についても支障は起きておりません。

○林 修三君

スムーズに令和の始まりと同時に流れているということを知って安心いたしました。

それでは、次に、質問の第2、2番の安心安全なまちづくりの（1）市内各地区コミュニティセンターについての中で、①コミュニティセンターの数と建築歴、耐震状況について、おわかりでしたらお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

各地区のコミュニティセンターにつきましては、区・自治会が管理運営し、その地域におい

て自治活動を行うための拠点として利用されているものとなります。

また、その建物の多くは、その地区の住民が資金を捻出し建築したものとなります。

このコミュニティセンターの数につきましては、区で設置したもの以外にも、町内会、自治会で設置している場合もあり、正確な数字は把握できておりませんが、少なくとも60カ所以上あるものと思われます。

次に、ご質問の建築歴と耐震状況につきましては、コミュニティセンターは、公共施設として行政が管理しているものではないため、正確な状況は把握できていないのが現状となりますが、一部、市が普通財産として所有し、集会施設として区・自治会へ貸し出している建物が12施設ございます。そのうち昭和56年以前の耐震基準の建物につきましては4件ありますが、本年度、住野区において住野老人憩いの家を取り壊し、新たにコミュニティセンターを建築する予定となっており、この建物が完成した際には、住野公民館も解体する予定となっております。

○林 修三君

区で建てているのが大方多いというコミュニティセンターなわけですし、市で持っているのは12ですか。今、各地区でコミュニティセンターを少しは耐震工事やら、それから建て替えをしなきゃいけないようなことで、課題となっているんですけども、区としても区民が減ったり、その年度の区費の中でのやりくりが目いっぱい、そういったときに、区民の、あるいは市民のいざというときの避難所ともなるべきこういったコミュニティセンターに対して、耐震工事の助成制度というものについては、今後、考えられないのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

コミュニティセンターの建物に対する補助金の交付につきましては、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱により実施しておりますが、耐震工事を目的とした工事費用につきましては、現在、補助の対象としておりません。

耐震工事が必要となる建物につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準による建物が対象となると考えられますが、このことを踏まえすと、耐震工事が必要となる建物は、現在、建築から約40年を経過した建物となります。

このため、費用対効果を考慮した場合、現実的には耐震工事を行うのではなく、建て替えを行った方がよいものと考えられます。

建て替えを行う際の補助金の交付につきましては、区が行う場合には、補助率2分の1で上限を600万円、自治会が行う場合には、補助率3分の1で、上限を300万円以内とし、予算の範囲内で交付しております。

また、市の補助金制度以外の助成制度といたしまして、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじを原資としたコミュニティ助成事業において、コミュニティセンターの建築に対する助成制度があり、採択をされた場合には、補助率5分の3、上限1千500万の助成を受けることができます。

このようなことから、市といたしましては、地域の活動拠点となるコミュニティセンターの確保維持に関する経済的支援について、その費用対効果を考えた場合、耐震工事ではなく建て替えを基本として支援する方が効果的と考えていることから、耐震工事を対象とした補助金制度の創設は考えておりません。

なお、現行の補助金制度の中におきまして、建て替え以外にも修繕、あるいは建築設備などの設置も補助金の交付対象としておりますので、各地区から要望があった場合には、予算の範囲内で適切に対応してまいりたいと考えております。

○林 修三君

答弁、ありがとうございました。

私も区に帰ったら、今のような答えを区の人たちにしてあげたいし、また、これは市全体の問題ですので、また、市議会だより、あるいは広報の中で、そういうことを区民の方に周知していければいいのかなと思います。耐震工事よりも建て替えの方がいいんじゃないかということでしたので、そういった方向でこれからも取り組んでいきたいなと思っています。ありがとうございました。

続いて、(2)の市有地活用について伺いますが、①富士見団地跡の活用計画について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の市営住宅につきましては、平成29年度に作成しました「八街市公営住宅長寿化計画」等の方針に基づき管理運営をしているところでございますが、長谷団地、九十九路団地以外の団地につきましては、新規入居者の募集を停止しており、年々入居者の世帯数は減少している状況でございます。

ご質問であります富士見団地につきましては、現在、2世帯の入居者のみとなっております、「八街市公営住宅長寿化計画」の方針では、将来的には用途廃止の方向で進めることとなっております。

この富士見団地の用途廃止後の土地の活用方法につきましては、用途廃止の目途が立ちましたなら、今年度、総務部総務課に新たに設置いたしました「資産経営室」を中心として、本市にとって有効に活用できる方法を検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

今のところは、いいお答えではなかったように見受けられますけども、今、市長の答弁では、用途廃止の方向、将来的にですね。用途廃止というめどというか、目途が立ったらというご答弁ですけども、これは地元民は早くあの土地を有効活用したいという願いがあるんだけど、めどが立ってからというようなことになってくると、かなりの時間を要するんじゃないかと思うんですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

今、市長答弁にございましたように、現在、2世帯の方が入居している状況でございます。

この方々につきましては、長年当然住み慣れていることもあります。将来的には富士見団地については、先ほどの市長答弁のように用途廃止をする方向で進めることになっております。今後、入居者の意向も十分聞きながら、対応してまいりたいというふうには考えております。

なお、先ほど答弁もあったように、4月より設置いたしました資産経営室を中心に本市にとっていかに有効に活用する方法を検討するということになっておりますので、その辺を進めていきたいというふう考えております。

○林 修三君

これからこれを進めていく中心になるのは、今のお答えの中では新しくできた資産経営室というところになるのかなと聞こえましたが、新しい資産経営室について、ちょっと私はわかりづらいですが、不勉強で申し訳ありません。そういった職務内容とか、その課の取り組み内容をお願いします。

○総務部長（大木俊行君）

富士見団地の用途廃止後の土地の利用であったり、あとは八街駅の北口の市有地など、市の公有財産の活用方法や、民間活力の導入などについてを総合的に比較し、有効活用の方針についての検討をする部署でございます。具体的には、市の公共施設等取り壊した後の跡地や未利用地、公共施設等の統廃合などによつての利用方法、この検討をいたしまして、民間事業者活用に係ります総括的な基本方針の検討などを、市民の方々や有識者などを含めた形で進めていくというところでございます。

○林 修三君

わかりました。これから、そうすると、資産経営室といろいろと相談しながら、今のことを前向きに進めていきたいと思っておりますけれども、次の②の富士見団地の跡地の消火栓や防火水槽の計画について、このことについてもお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市営住宅富士見団地用地内の消防水利につきましては、以前、20トン級の防火水槽が2基、消火栓が1基整備されておりましたが、老朽化による漏水等により、防火水槽、消火栓の各1基が用途廃止となっており、現在、防火水槽1基のみとなっております。

今後の消防水利等の計画につきましては、現状ではございませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、用途廃止後の跡地利用の活用方法等が具体的にになっていく段階で、必要に応じた適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○林 修三君

今まであった防火水槽2基のうち1基がなくなっているし、消火栓が1基なくなっているわけですね。ただ、現時点では消火活動等のものについては、大丈夫だろうというような状況ではあります。しかしながら、あそこの消防機庫も市のおかげでいい機庫を造らせていただきましたし、今まであった防火水槽や、こういったものがなくなっているということに対しての不安感も否めません。ですから、今後、いわゆる富士見団地の跡地をどう有効利用する

のかということも含めて、この防火施設等のものについてもご検討いただきたいなというように思います。

ここの跡地は、前からの懸案地で、地元民としては早くから有効活用したいということを望んでいますけども、今、南部地域にある、昨日から出ていますけども、ドギーズアイランドの開発が進んで、先日も温泉がオープンしたとかということあり、今後の賑わいや発展に期待するところではあります。しかしながら、八街の市の真ん中にあたる、あそこが真ん中であるかどうかわかりませんが、そういった中心部に市民が憩うような場所が、何かちょっと、もう少し欲しいなという気がするんですね。

そこで、ここのところに青写真でもいいから、そういう計画を、先ほどの資産経営室を中心に作っていただいて、それで青写真ができれば、今住んでいる2人の方も、それならわかるよと、理解しましたと、移ることが可能です。でも、今何もないのに話が進まないです。そういった意味で、先ほども部長にも答弁いただきましたけども、早いうちに、そういった青写真を作りながら、ぜひ、四区の、あるいは四区だけじゃないですね。八街市民の期待に応えてほしいなというように考えます。

最後まで行っちゃっていいですか。

○議長（木村利晴君）

はい。

○林 修三君

わかりました。

次に、質問事項の3つ目の未来に向けた夢あるまちづくりの（1）人口減少に伴う幾つかの課題について伺いますが、少子高齢化に伴うここ10年間の施策について、まず、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

少子高齢化対策は、本市のまちづくりの重要な施策であることから、安心して子どもを産み、育てやすい環境整備を重点的に行うことが必要であるというふうを考えております。

このため、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対しまして総合的に相談支援を提供し、ワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」の開設に向けた検討を行ってございまして、また、児童館につきましても、来年度の開館に向け、現在、実施設計を行っている状況でございます。

また、高齢者の方々が安心して住み続けられるまちづくりを目指して、高齢者の憩いの場となる老人福祉センターのバリアフリー化を含む施設改修を進めるとともに、現在、総合保健福祉センター内と南部老人の憩いの家内の2カ所に設置しております、地域包括支援センターに加え、新たな地域包括支援センターの設置につきましても、検討を行ってまいります。

このように、若い世代が将来に向かって夢を持ち、子どもから高齢者の方々まで、明る

い未来の姿が描ける、活気に満ちた八街市を目指し、今後の中長期的な施策につきましては、現在、策定を進めております、来年度を計画の始期とする「総合計画後期基本計画」及び「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で検討してまいります。

○林 修三君

今、幾つかのことを答弁いただきましたが、最後に市長がおっしゃってくれました「まち・ひと・しごと」の中の総合プラン、そういったことを見据えてやっていくんだと。ということは、ここにある八街市総合計画2005のものとの整合性を図って、事業を進めていくんだということだろうと思いますので、整合性をきちっと受けながら進めていっていただきたい。

答弁の中で1点だけお伺いします。

ワンステップ拠点となる子育て世代包括支援センターの開設ということを考えていることですが、もう少し、これ、いつ頃、あるいは予算的な裏付け、こういったものについてお伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年6月の母子保健法の一部改正により、市区町村に設置することが努力義務とされました。さらに、同月に閣議決定された「日本1億総活躍プラン」において、令和2年度末までに全国展開を目指すこととされております。

本市におきましても、これらに基づきまして令和2年度中の開設を目途として、県とも連携を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、当該センターの開設・運営に係る費用や財源等につきましては、現在、試算の準備をしている段階でございます。

また、部屋の確保や必要な設備の整備、専門職員の配置等を勘案しながら、開設準備事業に対する国庫補助金の活用等を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

確認します。令和2年で、国の助成を受けながら進めるということを確認してよろしいですか。

はい、わかりました。大変な期待を持たせていただきたいと思います。少子化の中で、このようなものができることは大変うれしいこととありますので、期待を持って見守っていきたいと、このように考えます。

次に、②の児童クラブの現状と今後について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成に図る事業でございます。女性の就労の増加、

少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として必要な役割を担っていると認識しております。

本市の放課後児童クラブにつきましては、各小学校区に合計15カ所設置しており、その中で小学校の校内に設置している放課後児童クラブは、実住小学校、二州小学校、二州小学校沖分校、川上小学校、笹引小学校の6カ所で、小学校敷地内では、交進小学校、川上小学校の2カ所で、幼稚園施設内での併設は八街第一幼稚園1カ所であり、その他の6カ所の放課後児童クラブにつきましては、単独の設置となっております。

朝陽児童クラブにつきましては、施設が朝陽小学校より離れていることから、児童の通所時の安全確保及び施設の老朽化による生活環境改善を図るため、校内の余裕教室に放課後児童クラブを移設することとなりました。本年12月の開設に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

なお、子どもたちを安心安全にお預かりするためにも、今後も引き続き、校内への放課後児童クラブ設置に向け、関係機関と連携を図りながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

今、お答えいただきましたように、大変児童クラブが、私が最初に議員になった当初に比べると、数も増え、そして、また、学校施設との両方の利用の中でうまくかみ合っているかなということを考えます。今度、朝陽小学校の方にも移るということで、そういった形で大変好ましい方向にあるわけですけれども、児童クラブの保護者費用負担というのは、今はどの程度。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

児童クラブの保育料につきましては、月額8千円で、夏休み期間中である8月のみ月額1万円となっております。また、ひとり親家庭の方などにつきましては、月額5千円、8月のみ6千円に減額しているほか、生活保護世帯の方は全額免除となっております。

○林 修三君

これは四街道、成田市とか、それぞれ市町村でそれぞれの考えがあるんでしょうけども、他市に比べて八街市として適正、この8千円が適当であるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

一般家庭の方とひとり親家庭の方につきましては、若干減額しており、生活保護世帯の方は全額免除としておりますので、本市の児童クラブの保育料については、現時点では適切であると考えております。

○林 修三君

全てではないんですけど、ある人から、「ちょっと、今の収入では、預けたいけど入れられないな」という声も聞いています。ぜひ、その辺のところをもう一度見直しをしながら、他

市と比較して、八街市としては児童クラブ、今は適正と考えていますとお答えいただきましたけど、もう少し見直していただければと、そういう声がありましたということを伝えておきます。

ちょっと話は変わるんですが、児童クラブについては変わらないんですけど、八街児童クラブ、郵便局の後ろですね。あそこのところに車がすれ違うのもちょっと厳しい進入路があります。ところが、最近、あそこを裏道として通り抜ける車が結構量的に多い。なおかつ、朝、子どもがいないときならまだしも、子どもが行ったり来たりするときに、スピードを出していく車がいるということで、とても危ないという心配の市民、保護者がいます。この辺、ですから、進入禁止にはできないでしょうから、徐行とか、そういったものの対策というか、そういったものがとれないのかどうか、お願いします。

○市民部長（和田文夫君）

児童クラブを利用している方の安全安心を確保するためにも、その辺の道路事情につきましては、道路管理している担当課の方と検討していきたいなというふうに思っております。

○林 修三君

昨今、普通の車の運転を信じていちゃ危ないんですよ。ですから、そういう状況も踏まえて、たった一つしかない子どもたちの命を、ここは児童クラブの子どもたちの、学校では通学路です。そこに危険なそういうことがあるということであれば、早急にそういった対応策、看板でもいいかと思いますが、その辺を市民の声にもありましたので、代弁したいと、検討いただきたい、このように思います。

次に、③の中学校部活動の現状と今後について、市教育委員会のお考えを伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中学校の部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツ等に興味と関心を持つ同好の生徒が顧問の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験するためのものであります。その教育的効果はとても大きなものと認識しております。

本市の現状は、本年度の部活動加入率から見ますと、市平均で84.4パーセントであり、活発に取り組まれていると考えております。

しかしながら、変化の激しい今日の社会情勢の中、価値観が多様化した生徒や保護者への対応、少子化に伴う生徒や教員の減少等、部活動を取り巻く環境は複雑化、深刻化しております。

平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をもとに、平成30年6月に千葉県教育庁は、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を策定いたしました。

それを受けて、八街市運動部活動のガイドライン策定委員会を立ち上げ、国や県の指針に準拠し、八街市の地域的特性や課題を勘案した「八街市安全で充実した小中学校部活動等の

ガイドライン」を平成31年3月に策定し、各小・中学校に周知したところです。

今後は、職員の働き方の問題や部活動指導員制度の導入、地域や民間の関係団体との連携、保護者や地域からのニーズ等、部活動に係るさまざまな課題に真摯に向き合い、部活動を通して健全育成はどうあるべきかについて検討してまいります。

○林 修三君

今、ガイドラインのことについて触れました。ぜひ、いろんな声を聞きながら、いい形でのガイドラインというものを作ってほしいなど。国の指導を受けながら、県の流れを受けながら、作ってほしいなど。

教師を目指す方々の多くは、部活動をしたい、子どもと接触し、部活動を通して人間教育をしたいというのが多いんです。ところが、最近、今、お答えいただいた84.4パーセントの中で文化部もあります。運動部だけだと60パーセントぐらいというデータが出ているんですね。部活で運動部がよくて文化部が悪いということではありませんけども、やはり、子どもたちが本当に一生懸命やって打ち込める部活動を前向きに進めてもらいたい。

この間、私の近くの中央中学校、住まいから中央中学校がすぐありますので、日曜日にあそこを歩いていたら、朝早くから、7時半頃だったかな、日曜日、野球部の子どもたちが大きな声を出してキャッチボールをしていました。「行くぞー」というようなことでやりました。よくよく見たら、キャッチボールをしている相手のユニフォームが違うんです。試合かなと思ったんですが、試合ではなくて練習なんです。よく聞いてみたら、八街中央中学校と八街中学校が合同で野球部のチームを作らなければ試合ができないんだという状況になっていました。非常に私は寂しいというか、「ああ」と思ったんですけども、やはり、子どもも大変忙しくなっているわけですけども、部活動のあり方というのは、ある意味の学力向上の1つでもあります。意欲を高める1つの方策です。

そういうことを考えたときに、先ほど、教育長がお答えいただいた、国からの指導を受けてガイドラインをしっかりとしたものとして、保護者とか、いろんな方々に相談して、いい形のものを作られてほしいなど。

中央中学校で野球部のチームが作れないほど生徒は減っていません。その辺のことを考えると、何とかしなきゃいけないのかなどと考えました。よろしく願いいたします。

次に、少子化に伴う青少年健全育成をこれからどう推進していくのか、そのお考えを伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市は、平成20年3月19日に「青少年健全育成都市」を宣言いたしました。

この宣言は、次代を担う青少年が、自己の役割や存在感を自覚し、創造性豊かで未来への希望を持ち、「ヒューマンフィールドやちまた」を実現する中核的人材となるよう、全ての市民が青少年の健全育成への意識を高め、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことをも目的としたものです。

教育委員会では、家庭の教育力向上のための家庭教育学級の開設、家庭教育講演会の実施、地域の教育力を高めるための学校支援地域本部事業や放課後子ども教室、子どもキラットスマイル広場、青少年相談員との共催による交流事業や防犯活動、関係団体と合同の啓発活動等を実施してまいりました。

少子化への対策といたしましては、今後もこれらの事業をさらに充実させ、また、他市町村等の先進的な事例などの動向を注視してまいりたいと考えております。

○林 修三君

ありがとうございました。

教育長、八街市は、青少年健全育成都市宣言をされているということは、いつも頭の中に入っています。念頭にあります。そのことを念頭に置いて八街の子どもたちは、いつもきちんと頑張っているんだという姿をこれからどんどんつくってほしいんですよ。ですから、あらゆる場で、恐らく、もしかしたら、市民の中では半分ぐらいはわからないかもしれません。そういうことを八街は宣言しているんだということを知って、その中で子どもたちを健やかに育ててほしいなと思います。

そのことと関連するかどうかわかりませんが、今年的大型連休、10連休でしたね。この10連休に、私も幸いに議会の関係とか、そこら辺はゴールデンウィークのときは少しないので、あの辺を散歩したり歩いてみました。ところが、子どもたちがあまり見かけられない。10連休だから家庭でどこかに行っちゃったのかもしれませんが、全部が全部行っているわけじゃない。子どもはどこにいるんだろうと。

八街市では、子どもを集めて何かやっているのかなと、いろいろ見たけど、それらしい様子もない。残念に思うんですが、さっきの青少年健全育成都市宣言のことも考えると、子どもの日、何かできないのかなと。隣の成田市では、10年目に入りましたが、鯉のぼりフェスタを、毎年行っていて、相当数の大人、子どもを集めて賑わっています。あの鯉のぼりフェスタも初めは大変だったみたい。でも、青少年関係団体が幾つか集まり、実行委員会を組織し、そして、とうとう10年、11年目に入っているそうです。今や、成田の楽しみのイベントとなっております。

ですから、いろんな青少年関係団体があります。健全育成にいろいろと努力していただいています。感謝するところでございますけど、何かそういったものを関係団体が相談しながら、そこに糸口を、教育委員会で組み立てて、どうかやってみないかと。今回の小出義雄のマラソン大会と同じです。ああいった形で実行委員会ができて、そして、その人たちを中心にやっていく糸口を作ってやってほしいなというふうにお願いします。

次に、最後になりますけども、高齢化社会を迎えていますけども、高齢者たちのために子どもと触れ合っていける場があればいいと思っているんですけども、⑤子どもたちための高齢者活用制度について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

社会経験豊富な方々による未来を担う子どもたちへの教育支援は非常に高い教育効果をもたらすもので、学校では多くの協力をいただいております。

学習の場面では、小学校、生活化の「昔の遊び」、社会科の「道具の移り変わり」等、また、長期休業中の学習支援などでもご協力をいただいております。

学習以外の場面では、市内小中学生の登下校の見守りや、校内の樹木の剪定等などでご協力をいただいております。

経験に基づいた知恵や技術をもとに、児童や生徒へ教育支援をいただいていることに感謝申し上げるとともに、今後も子どもたちの健やかな成長のためにご協力をいただきたいと思いますと考えております。

○林 修三君

高齢化社会、昨日の答弁の中にも約30パーセントになったというお答えがありましたけど、高齢者がどんどん増えていきます。その高齢者たちのためと言っちゃおかしいですけど居場所というか、出番というか、そういったものをつくっていくのも1つかなというふうに思っています。

今般、その1つとして質問、児童館ができる予定です。この児童館の建設後に、そういった高齢者と子どもが交流できる場といったものは持てないものなのかどうかを伺います。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

現在、設置に向け準備を進めております児童館の運営につきましては、周辺市町村の状況を確認し、今後も市民の皆様の声を聞きながら検討してまいります。児童館を運営するためには多くのボランティアに支援していただく必要があるものと認識しております。

また、近くには老人福祉センターやゲートボール場などがあり、多くの高齢者の方が活動されております。このため、八街市シニアクラブ連合会などの組織と連携を図りながら、児童館建設後には高齢者との交流活動、あるいは、ボランティア活動を取り入れられるかどうかを含めて、今後、検討してまいります。

なお、児童館の設置場所は、大変恵まれた位置環境でございますので、子どもたちと高齢者との触れ合いを大切にしたい他市にはない、八街市らしい児童館運営に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

部長、いい答弁です。ありがとうございます。

他市にないモデルとなるべくものをつくりたい、これですよ。この意欲が伝わってきます。これが1つモデルとなれば、やがて各学校でも、今もやっていますけども、各学校でも、それをモデルとして、今度は各学校で高齢者との触れ合いを広げて行ってほしい。そして、高齢者の居場所をつくってあげて、長く健康で生きがいを与えてやってほしい。与えるというとおかしいですが、そういう場を作ってやってほしいと思います。

少子高齢化、いろいろこれから八街市も課題はありますけども、新しい時代、令和という

ことになりまして、それぞれの市民も非常に期待を持って、これからの八街を見ております。2005年のこれが、さっき市長答弁にありましたけど、いよいよ2025年に向けて、来年度第4次基本計画策定に入る。この策定に入るときに、どうぞ今までの議会で論じた、議論したことの課題、それが八街市全体の中で考えていかなければいけない課題がいっぱいあります。そういったものを基本計画の中にしっかりと盛り込んで、住みよい八街、住んでいてよかった八街を創りあげていただくことを願いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で林修三議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 5時34分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第12号から議案第15号

提案理由の説明

2. 一般質問